

【改訂版】 ドイツ連邦共和国と日本国 —二つの敗戦と戦後—

氷見 潔

この題名の文章を、2016年2月18日付ですでに公開しているから、これはその改訂版にあたる。初版の冒頭で、そのような文章を書くことになった経緯を述べ、さらにその意図するところが、第二次世界大戦におけるドイツの敗戦・再出発を比較材料とする、日本の敗戦・再出発に係る諸問題の考察である、ということをつげ明かにしたが、そうした所期の目的は、一応達したものと思いたかった。しかし、実のところは、書きながらすでに痛切に感じざるを得なかったとおりに、いろいろな点でたいへん勉強不足であり、本来必要とされる基礎知識を持っていないことから、あちこちで、いいたいことを十分にいえぬもどかしさを、如何ともしがたいものがあった。それから2年たらず、自分なりに勉強を重ねてみて、ようやく分かってきたことも結構あるように思えてきたので、このあたりで、新しい知見と思われるところを補充的に書き足すとともに、章立て・構成を問題点がよりはっきりするように改めて、いっそうまとまりのある文章を、「改訂版」として出してみようと考えたのである。どうせ書いてみてまたも不満が残り、数年後には「再改定版」を出したくなるに違いないのではあるが、それでもとにかく書けると思ったときに書いておくことには十分意味がある。何と云っても、このテーマは、昭和23(1948)年、朝鮮半島からの引揚者(朝鮮総督府勤務だった父親)の子供としてこの国に生を享け、ここまで過ごしてきた自分自身の歩みを跡づけてみるために、不可欠の重要性を持つと、私は認識しているので、それにつき書けるうちに書けるだけのことを——心残りのないよう——書いておきたいと切実に思っている次第である。御叱正を仰ぐことができれば幸いである。

I 「無条件降伏」

1. 暗記事項にされるようなことか？

「昭和20(1945)年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。これで第二次世界大戦が終わった」——たぶん現在でも変わっていないと思うので、私の経験でいうのだが、小学校も高学年(たしか六年生)になって、社会科の中で日本の歴史を習うときに、学童は、先生からこのように教えられる。そして先生はこれを、暗記に値する重要かつ必須の知識として、子供の心に刻み込もうとするはずだ。「昭和20年8月15日」のこの出来事を境に、日本人がそれまでの非を悔いて心を入れ替え、再出発を誓った、つまりそれは現在に至る民主日本の歩みの出発点をなす決定的な出来事であった、と指導する先生の方でしっかり認識しているからだ。

子どもが中学生以上となり、歴史の知識をもう少し増やしてくると、「日本の無条件降伏」の話には前段がある、ということに必然的に気づく。すなわち「1945年4月30日、ヒトラーが自殺し、全土を連合軍に蹂躪されたドイツは5月8日に無条件降伏した」のであって、そこで連合軍首脳がドイツに乗り込んで、ベルリン郊外ポツダムで会談することとなり、宣言を発した、というわけだ。だから、このポツダム宣言を受け入れて無条件降伏をした日本は、3か月遅れでドイツと同じ立場に立つことになった、ということになる。で、その子どもの心に、今度は「日本はドイツと同じ立場に立った」という教条が、しっかりと刻み込まれる。そしてこの教条が、当今ドイツ文学で大学に職を得ようとする研究者たちの定番テーマとなった観のある「反省しているドイツ人と反省していない日本人」の違いについての論議に、その子どもが参入していくために不可欠の足掛かりとなる——いったん「同じ立場に立った」ものとみなすことが、「反省している・していない」に分け隔てるための、そもそもの前提条件なのであるから——という次第である。

しかし、果たして、そのように教条化して暗記事項にしてしまえるほど、ここにいわれている事柄は元来単純明瞭なのであろうか。「無条件降伏」といっても、ドイツにしる、日本にしる、数千万の人口を擁する国家である。それだけの規模を持つ集団が全体として「無条件降伏する」というのは、いったいどのようなことであって、どのようにして起こり得たのであろうか。また、日本が無条件降伏してドイツと同じ立場になった、あるいは等しく奈落の底に突き落とされた、というけれども、わずか3か月余りの間に、そういう特異なことを、二つの国が正確に同じ形で経験したなどということ、簡単に了解して分かったつもりになることができるものなのだろうか。そのあたり、私たちとしては、知性の労力を惜しまずに、検証してみる必要があると思われる。

2. ルーズヴェルトの考え

フランクリン・デラノ・ルーズヴェルトが枢軸国に対して「無条件降伏 unconditional surrender」を求めるといふ考えを公表したのは、カサブランカにおいて、1943年1月24日、同月12日から前日まで続いたウィンストン・チャーチルとの首脳会談終了後の記者会見の席上であった（資料1）。

英国人諸君のうちには昔の話を御存じの方もあろうと思うが、我が国にU.S. Grantという将軍がいた。彼の名はユリシーズ・シンプソン・グラントだが、私の、そしてまた（チャーチル）首相の若い頃には、彼は「無条件降伏の」グラントと呼ばれていた。ドイツ、日本、イタリアにおける軍事力の除去は、ドイツ、イタリアおよび日本の無条件降伏を意味する。そしてそれは将来の世界の平和の理性的保証となる。それは、ドイツ、イタリアおよび日本の住民を殲滅することを意味するのではなく、それらの国々の、征服と他民族支配とに基礎を置く哲学を破壊することを意味するのである。

Some of you Britishers know the old story—we had a General called U.S. Grant. His name was

Ulysses Simpson Grant, but in my, and the Prime Minister's, early days he was called "Unconditional Surrender" Grant. The elimination of German, Japanese, and Italian war power means the unconditional surrender by Germany, Italy, and Japan. That means a reasonable assurance of future world peace. It does not mean the destruction of the population of Germany, Italy, or Japan, but it does mean the destruction of the philosophies in those countries which are based on conquest and the subjugation of other people.

連合軍が北アフリカでの勝利を確定したこの時期、カサブランカでは、次に起こすべき地中海域からイタリアをめざす軍事行動等について、米英両国首脳によって緊迫した意見交換がなされたという。その重要な会談内容が公表されるというようなことを、記者たちは期待していなかった。その彼らにとって、まさにサプライズであったのが、会見途中で飛び出した、ルーズヴェルトの「無条件降伏」言明であった。あまりにも唐突に出てきたので、ルーズヴェルトがその場での思い付きを口にしたのではないか、と思った人もいたという。しかし、そうではなかった。すでにルーズヴェルトは、米国内の委員会に出席した時に、無条件降伏という考えを語ったことがあったというし、カサブランカ会談でも、チャーチルにそれを提示して同意を求めているらしい。ただし、チャーチルは、それに対して慎重な態度を保ったので、まさか記者会見の時にルーズヴェルトが言い出すとは思っていなかったようである。当時、ようやく北アフリカでの勝利が決定したとはいうものの、戦局全体を見渡した時、情勢はまだまだ予断を許さぬものであった。そうした時期に、国家間の戦争においてはおそらくそれまでに用いられたことのなかった表現で、極度に厳しい戦争終結条件が持ち出された、ということに対して、多くの人が疑念と懸念を禁じ得なかったようである。しかし、ルーズヴェルトはその後、人から何と言われようとも、この条件を緩和することには頑として応じなかったという。

一個の城砦——あるいはもう少し大きくすれば城壁で囲まれた都市——をめぐる攻防戦でのことならば、「無条件降伏」といわれることの意味は、明確であるように思われる。敗勢が決定的となった防御側の司令官に対して、攻撃側の司令官が「何らの保証も求めることなく降伏して明け渡しに应ぜよ、さもなくば汝等に殲滅以外の結末はない」と通告し、守備側司令官がこれを受け入れれば、無条件降伏が成立する。この仕方で勝利して有名になったのが、米国南北戦争の北軍グラント将軍である。彼は 1862 年、ドネルソン砦の攻防戦で、敵の守将サイモン・ボリヴァール・バックナーが降伏の条件提示を求めてきたのに対して、「無条件かつ即時の降伏以外にはいかなる条件も受け容れられない **no terms except an unconditional and immediate surrender can be accepted.**」と答え、その通りにさせた。この報せが首都ワシントン DC に伝わった時、リンカーン大統領共々、新聞各紙は大喜びし、ユリシーズ・サイモン・グラントのイニシャル(U.S.)にちなんで、彼を「無条件降伏のグラント **Unconditional Surrender Grant**」と呼んだのである。米国の歴史に高い誇りを抱くルーズヴェルトは、尊敬するグラントの名を挙げつつ、「無条件降伏」の考えを導入した。

まことに彼らしい仕方であったといえよう。この後も彼は、「無条件降伏」の定義を求められる度に、決まってグラントの事例を語り、それで説明終わりにしたということである（もっとも、グラントの戦いの相手と場所について、記憶違いをしていたようではあったが）。

しかし今、ルーズヴェルトは、一個の要塞守備軍の無条件降伏のことを語っているのではない。「国」を無条件降伏させようというのだ。ドイツ、イタリア、日本とも、20世紀半ばに達した当時の世界において、それぞれ相当の国民人口、領土面積を持ち、国力を認められて列強の一角を占めている。そういう国を無条件降伏させるとは、いったいどういうことを意味するのであろうか。理屈からいえば、独裁の主権者たる元首が、連合国に対する無条件降伏を宣言し、数十万平方キロに及ぶ領土は連合国軍の蹂躪に任され、数千万の国民は命の保証も与えられずに連合国軍にその身を差し出す、ということにならねばならない。つまり、一個の要塞守備軍の司令官が無条件降伏を宣言した時に、要塞はそのまま敵軍の占領するところとなり、将兵は皆、殺害もあり得る捕虜状態に置かれる、それと同じ性質のことが、途轍もなく拡大された規模で起こらねばならない、ということである。そんなことが実際に起り得ると考えられるのだろうか、歴史上その前例と見なされるものは、あるのだろうか。

ここで、私が面白いと思って注目したのは、Wikipedia, “Unconditional surrender”の欄の記述である。すなわちそこには、歴史上の無条件降伏者の例の一つとして、百日天下の時のナポレオン・ボナパルトが挙げられているのである（資料 2）。それによると、ナポレオンがエルバ島を脱出してフランスに入り、再び皇帝を称した時、ウィーン会議に集まっていた列国代表たちは、その報を受けて、声明を出し、ナポレオンを“outlaw”（＝法の保護を奪われた者）と決めつけた。その声明には、次のような語句が含まれていた：

ボナパルトは、彼をエルバ島に落ち着かせることに決めた協約を、そのように破ることによって、彼の生存が拠って立つ唯一の合法的な資格を破棄したのであり、かつ、混乱と暴動とを計画しもって、再びフランスに姿を現わすことによって、法の保護を自分の身から奪い去って、彼との間には講和も停戦もあり得ないことを、世界に向けて明らかにしたのである。

By thus breaking the convention which had established him in the island of Elba, Bonaparte destroys the only legal title on which his existence depended, and by appearing again in France, with projects of confusion and disorder, he has deprived himself of the protection of the law, and has manifested to the universe that there can be neither peace nor truce with him.

それで、ワーテルロー会戦で敗れたナポレオンが、ロシュフォールに至って、ベレロフォン号のフレデリック・マイトランド船長に降伏を申し出たとき、英国は、彼の降伏を受け容れるか否か、助命するか否か、について、何らの国際法的拘束も受けていない、とみなした。そして、英国への護送という本人の希望には耳を傾けることもせず、ただ死一等を免じて、絶海の孤島セント・ヘレナに流した、というのである。

なるほど、ここに語られているのは、れっきとした元首級の人物が無条件降伏に追い込ま

れた事例である。しかし、理屈からいえば明らかに、事例としてはまったく適していない。百日天下のナポレオンは、元首として無条件降伏に追い込まれたのではない。元首とは認められない“outlaw”だからというので、何らの国際法的保護も受けることなく、連合国によって征圧されたのである。残賊の桀紂を討伐するという類の事柄である。さらにこの時のナポレオンは、フランス一国を支配してもいない。ナポレオンの進撃によってルイ 18 世が逃亡したとはいっても、ウィーン会議にはフランス王国代表としてシャルル・モーリス・タレイランがちゃんと出席している。だから、ナポレオンに従った軍隊は残賊の徒党でしかなかった。要するに、百日天下のナポレオンを国の元首とか国家とかの無条件降伏の事例として持ち出すには、どのように考えても無理がある。だが、そんな明白なこと、百も承知であるに違いない Wikipedia 編者が、それでもなお敢えてこの話を例として用いているということに、私は、たいへん興味を覚えるのである。思うに、百日天下のナポレオンを引き合いに出されることで、読者は、枢軸三国の無条件降伏を言い出したルーズヴェルトがどんなことを意図していたか、について一つの貴重な示唆を与えられる。Wikipedia のこのページは、確かにそういう効果を挙げているのである。

総統アドルフ・ヒトラー、ドゥーチェ・ベニート・ムッソリーニ、天皇裕仁——彼らは皆、ルーズヴェルトから見れば、決して元首であってはならない人物である。民主主義の原理が守られている限りは出現することもあり得なかったはずの存在だ。そのような人物が、独裁的な主権者の地位に座って、自己の独善的な「哲学」によって、軍隊を動かし、侵略を行っている。彼らは、「皇帝」を僭称した百日天下のナポレオンと同様に、“outlaw”として処分されねばならない。「無条件降伏」以外の言明を彼らに許してはならない。ただし、彼らは、百日天下のナポレオンとは違って、その地位の力で実際に国民を統率し、国軍に対し統帥権を揮っている。だから、彼らに対する無条件降伏要求は、それぞれの「国」に対する無条件降伏要求という形をとらざるを得ない。そして彼らが屈服した時には、それぞれの国の主権の担い手が消失するわけだから、統治は占領行政による以外にない。住民の国民生活回復の見通しは、やや時間をかけて、その中から開けてくるであろう。上の引用文中に見られた、無条件降伏要求の言明に引き続くルーズヴェルトの説明的言辭は、そうした将来的展望まで窺わせるものといつてよいであろう：

それは、ドイツ、イタリアおよび日本の住民を殲滅することを意味するのではなく、それらの国々の、征服と他民族支配とに基礎を置く哲学を破壊することを意味するのである。

It does not mean the destruction of the population of Germany, Italy, or Japan, but it does mean the destruction of the philosophies in those countries which are based on conquest and the subjugation of other people.

こういう脈絡で「哲学 philosophy」の語が用いられているのを見るのは、私などにとってはたいへんつらいことではあるのだが、枢軸三国の繰り広げる侵略戦争がそれぞれの独裁

者特有の世界観・人間観に本質的に由来するものであって、その意味で彼らの「哲学」が元凶なのである、という見方が、ルーズヴェルトの側から出てくる理由は、よく理解できる。ヒトラーの口述著作「我が闘争」や各種演説に見られる雄弁さを、彼の「哲学」に基礎づけられたものと評することはできるし、ムッソリーニについては、いっそう顕著に、彼が諸哲学思想に親しむ知識人であったということ、私たちは知っている。ヒトラーがムッソリーニとの初会見の際にニーチェの本をプレゼントしたという逸話もよく知られている。天皇裕仁については、彼を前の二人と同じような意味での——侵略と他民族支配を正当化する思想の持ち主としての——「哲学者」と見ることはできない、と私たちは思っている。しかし、それはあくまで私たち日本人が思っているということであって、ルーズヴェルトがそんな区別を認めていたとは、想定することはできない。裕仁がその地位にあって統帥権を掌握しているからこそ、帝国日本 **imperial Japan** の対外政策・軍事戦略が出てきている、とルーズヴェルトが捉えるのは、当たり前であって、その観点からするならば、むしろ裕仁は天皇であることによって本質的・必然的にその種の「哲学者」である、ということにならざるを得ないであろう。

だが、それはともかくとしても、そのように天皇をヒトラー、ムッソリーニと並べて、独裁者として見ようとするとき、一方において、天皇の位置と権威が、他の二者とは比較にならないほど強い歴史的背景によって裏づけられているということに、ルーズヴェルトならずとも思い至らずにはいられない。そこから、独裁者とその国民との関係の把握に関して、独伊と日本との間の決定的な差別化が、ルーズヴェルトの心の中に必然的に生じてきていたはずである。それは、日本人にとってきわめて深刻な問題を含んでいた。ムッソリーニがローマ進軍を果たし、国王ヴィットリオ・エマヌエーレ 3 世の協力により独裁権を掌握したのは 1922 年、ヒトラーが首相に就任した後、全権委任法を国会で通して独裁権を確立したのは 1933 年、カサブランカ会談の時からいけば、たかだか、それぞれ 21 年前、10 年前のことにすぎない。イタリア人、ドイツ人が、それぞれ近代国家を造ったのは 1861 年、1871 年であって、イタリアは立憲王政国家であり、ドイツは帝国であったが、前大戦での敗戦後、ヴァイマル憲法による共和国となっていた。クーデターあるいはクーデターまがいの強要手段によってそれぞれに独裁者が出現したのであるが、その存在さえ除去されれば、どちらの国民もやがては主権を担い得る者として、国家再建を果たし得るはずである。新生ドイツ、イタリアは、ヨーロッパの一角を占める民主国家として歩むであろう。ところが、日本について見るに、天皇の地位と権威は、10 年、20 年遡ればその由来が知られるというようなものでは到底ない。日本人自身は 2,600 年の歴史をもつのだといっている。明治維新は 1868 年であるから、日本が近代国家を造ったのは、イタリア、ドイツとほぼ同時期であるが、この時日本の指導層あるいは支配層は、わざわざ古い権威を呼び出してきて、復古 **restauration** を行なった。1889 年に発布された憲法に至って、日本は「万世一系」の天皇が統治する国であると明記され、国は 2,600 年に及ぶ男系血統を誇りとするカルト集団的性格を顕わにした。すべての日本人は、その血の分脈によって、天皇に繋がると仮構的に想

定される。つまり日本人一個一個は、天皇と、尊卑の隔たりは様々であれ、血肉の関係にある。だから天皇が、その主権を拡張し、血脈の弥栄を図ることをもって、自らの哲学と心得て、八紘一宇の政策を推し進めるならば、日本人は一丸となってそれに奉仕する。日本人はそのように天皇の「臣民」であって、主権を担う「国民」という意識をもったことは、これまで一度もない。そんな日本人が、裕仁の無条件降伏の際に、それを独裁者からの自分たちの分離・解放として受け入れることができるのであろうか。彼らは、天皇が減びるときには、おそらく殉死以外のことを望み得ないのではなかろうか。ルーズヴェルトでなくても、当時の日本人を、欧米人特に米国人はそういうふうに見たに違いない。だから、ルーズヴェルトが、裕仁を無条件降伏させることによって、日本人を、あらためて日本国家を担う「国民」として再生させることができる、と期待していた、とは考えることができない。日本人が天皇諸共滅んでいくというなら致し方ない——ルーズヴェルト在世中における米国の対日戦争が民族殲滅戦の様相を呈していた、ということ指摘する人は、今も少なくないであろうが、その観察は当たっているであろう、と私も思う。

3. イタリアの降伏

イタリアでは、戦局の悪化とともに、ムッソリーニ更迭の気運が高まり、ファシスト党幹部と国王との間で、ひそかに話し合いが進められていた。1943年7月10日に始まったハスキー作戦で連合軍がシチリア島上陸をまさに成功させようとしていたその時、7月24日に開かれたファシスト大評議会で、統帥権の国王への返還の動議が可決され、翌日、国王ヴィットリオ・エマヌエーレにその結果を報告に行ったムッソリーニは、その場で憲兵によって逮捕される。国王はただちにまた、ファシスト党の解散を命じ、後任首相にはピエトロ・バドリオを指名する。バドリオ政権は、表面上ドイツとの同盟関係を維持すると見せながら、ひそかに連合国に対して和議を打診した。連合軍のイタリア本土上陸は間近い。それを受け容れ、かつその後のドイツへの進撃に協力しようという意図である。つまり寝返りの画策である。連合国にとって、もちろん悪い話ではない。だが、「無条件降伏」の原則適用はどうなるのか。吉田一彦のいうように、ここにイタリアは「無条件降伏の試金石となった」のである（吉田『無条件降伏は戦争をどう変えたか』PHP新書、2005年、81頁）。さらにいうならば、ルーズヴェルトにとって、自らの表明した構想を、その通りに貫けるかどうか、威信をかけねばならぬ時が早くも訪れた、ということであった。吉田によれば、ルーズヴェルトは、7月28日に早くも、ラジオ放送で、(前)ファシスト黨員に向って、公職を辞しただけでは処罰を逃れることはできないと警告し、さらに続けて、「イタリアに対する条件は、ドイツ、日本に対するものと変わらず、それは無条件降伏である」と告げたという(前掲書、81-2頁)。

ルーズヴェルトの、この宣告が、イタリア人・イタリア軍の激しい反発を惹き起したことは想像に難くない。それで当然、和議の見通しは陰しくなる。それを憂慮した連合軍最高

司令官ドゥワイト・アイゼンハワーは、実際的な交渉の道を探る。彼の参謀長ベデル・スミス将軍と、バドリオの全権特使ジュセッペ・カステラーノ将軍とによるリスボン会談で、9月3日、「無条件降伏」の語を含まない休戦協定が秘密裏に成立する。ところが、9月8日、アイゼンハワーは一方的に「イタリア無条件降伏」を発表、ただちにドイツ軍はイタリア全土防衛の態勢を整え、翌9日にサレルノに上陸した連合軍を迎え撃って、激しい戦闘が繰り広げられる。10日にはドイツ軍がローマを占領、バドリオは国王一家と共に、南部ブリンディジに逃走した。そのバドリオのもとに、「イタリアの無条件降伏」と題する文書が届いたのは9月20日であった。バドリオは激しく怒ったが、アイゼンハワーによって、「イタリアは無条件降伏したが、今は連合国に協力している」とするという配慮を示されて宥められた（以上、主として吉田、前掲書、78-84頁に拠った）。

また、ドイツ軍は9月12日、ムッソリーニを幽閉地のグラン・サッソから救出することに成功、体調の衰えていたムッソリーニは、ヒトラーに励まされて、北イタリアに再びファシスト政権を樹立して、「イタリア社会共和国」を称した。以後、イタリア半島には、この、ナチス・ドイツの傀儡たるイタリア社会共和国と、南部に逃れたバドリオ政権のイタリア王国、それに反ファシズムのパルチザンによる国民解放委員会という、三つの勢力が対立存在し、さらに連合軍の上陸があつて、たいへんな戦乱状態が続くことになる。バドリオ政権が10月13日に対ドイツ宣戦布告を行なったことにより、イタリア王国は正式に連合国の協力国となり、さらにバドリオは、11月9日、戦艦ネルソン上で、休戦協定を無条件降伏協定へと変更する文書に署名した。連合軍がローマを解放したのは1944年6月9日、この時バドリオはローマに帰ったものの、首都放棄によってすでに国民の信頼を失ったと感じて、イヴァノエ・ボノーミに首相の座を譲った。

こうしてイタリア人は、アイゼンハワーによって騙されて無条件降伏者にされてしまうという、嫌な目にはあつたのであるが、それでも、実質的な屈辱は何とか免れることができたのである。寝返りを認めてもらったイタリア人にとっては、北部に政権を作つて生き延びているムッソリーニを始末することが、不可避の課題として残された。ヨーロッパにおける大戦の大詰め、1945年4月28日、パルチザン集団のイタリア北部決起委員会がムッソリーニを銃殺し、翌29日、その遺体をミラノのロレート広場に運んで、愛人クララ・ペタッチらの遺体と共に凌辱を加えたうえ、逆さ吊りにして晒した。それはあまりにも恐ろしい光景であつたが、イタリア人にとってみれば、必然性があつたのことだつた、というべきなのかもしれない。本来、無条件降伏をすべきは、ムッソリーニであつた。その無条件降伏の結末を自分たちの手で確かにつけた、ということ、世界に向つて顕わに示すことは、なるほど、イタリア人が以後の世界で生きていくために、必要不可欠のパフォーマンスであつたと見ることができるのだ。

イタリアは、ドイツ降伏後の1945年7月15日には、対日本宣戦布告も行なつて、完全に戦勝国となつた。また、ムッソリーニの進出を抑えられなかつたとして批判されたヴィットリオ・エマヌエーレ3世の王制は、1946年6月の国民投票によって廃止され、イタリア

は共和制になった。そしてイタリア王国の継承国家としてのイタリア共和国が、戦後、対日賠償請求をしてきたのである。そうしたイタリアの、第二次大戦中から戦後に至る動向は、私たち日本人には、たしかに不快感を催させるものであるが、客観的に見た場合には、連合国による苛酷な要求をよく耐え凌いで難局を切り抜けた、と評されるに足るものであろう。

一方また、連合国にとっては、たとえ騙すような手を使ったのであるにせよ、とにかくイタリアに無条件降伏を受け入れさせたことは、大きな意味を持っていたに違いない。原則の適用から除外するのが得策ではないか、と一番思われていた相手に、真っ先に原則適用ができたのである。バドリオが文書に署名したことによって、無条件降伏は「国」が引き受けるものだという捉え方が広まったに違いない。以後、イタリアの無条件降伏は、先例としての効果を十分に発揮する。親ナチス政権を作ってドイツの衛星国のように振る舞った、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランドに対しても、形の上では無条件降伏が、例外なく課せられた。結果としては、そのことは、ソ連の東ヨーロッパ支配をたいへん容易にさせた。特にフィンランドに関しては、カレリア地方奪取の正当化をむざむざ与えてしまったようなものである。そうした帰結をも伴いながら、無条件降伏の原則は、最大の標的であったドイツと、そして日本に、いよいよ適用されようとするのである。ただしそれはルーズヴェルト死後のことであった。

4. ドイツの降伏

(1) ルーズヴェルトはドイツをどうしようと思っていた？

イタリアを無条件降伏させたという実績ができたとはいうものの、ドイツ軍の抵抗力は依然としてたいへん強く、連合国側の犠牲もどんどん多くなっていった。だから連合国側において、無条件降伏要求を何らかの形で緩和して、休戦交渉の余地を与えるのが得策ではないか、という見解は、根強く存在していた。そういう見解は、ルーズヴェルトに対して、「無条件降伏」のいっそう詳細な定義づけをしてはどうか、といった、婉曲な形をとってであるにせよ、幾度か提示されたようである。その経過は、藤田宏郎「フランクリン・D・ローズベルトの無条件降伏論」(『甲南法学』第48巻第1号、2007年9月)に詳しいが、そこに挙げられている事例のうち特に興味深いのは、1943年11月のテヘラン会談(ルーズヴェルト、チャーチル、スターリン)の席で、無条件降伏要求がいたずらにドイツ国民を結束させるだけであるから、彼らに受け入れざるを得ない条件を正確に示してやるのが得策である、との趣旨の発言が、スターリンによってなされた、というものである。藤田はこれを会議の米国側通訳の覚書に基づいて紹介しているのであるが、それに続けて、ルーズヴェルトはその発言を聞かなかったといい、米務省もそれを承知していないといったものの、チャーチルと英国外務省はこの発言があったことを肯定し、結局、後日、國務長官コーデル・ハルを通して、スターリンの見解はルーズヴェルトに伝わったのである、としている(藤田、22-24頁)。

さらに藤田は、これにちなんで、いっそう面白い話を紹介してくれている。すなわち、スターリンの意見に説得力を感じたとみえるハルは、1944年1月14日、思い切って、「ソ連政府」の見解を援用しつつ「ソ連のこの問題に対する関心に鑑みて、それぞれの敵国に課せられる無条件降伏の言葉について宣伝利用するために何らかの定義を公けにすることが望ましいかどうか、ソ連、英国両政府と研究・討議をしてみてもはどうでしょうか」とルーズヴェルトに覚書を送って提案した、というのである（藤田、24頁）。それに対するルーズヴェルトの同年1月17日付回答を、藤田は日本語訳して紹介している。これは実に面白い内容のものなので、ご容赦願って、全文引用させていただくことにしたい：

率直に言って、「無条件降伏」という言葉の定義をするために、会議を開くことには賛成ではない。…
…ドイツ人には、私がクリスマス・イブの演説で話したことを喧しく繰り返して言ってやればよい。すなわち、われわれは、ドイツ人を破滅させるつもりはなく、彼らが現在の征服哲学を除去するという条件付きで、他のヨーロッパ諸国民と同じように彼らが生きることをわれわれは望んでいるということ。

第二に、ドイツとソ連に対して、無条件降伏が実際のところ何を意味するかということの最良の定義についても話してやるべきだ。つまり、それはグラント〔Ulysses S. Grant—南北戦争時の北軍の総司令官—＝藤田の注〕に、リー〔Robert E. Lee—南軍の総司令官—＝藤田の注〕が降伏した時の話をもっとも分かりやすい。すなわち、リーは、あらゆる種類の条件について話したがった。グラントは、リーにグラントの公正さを信頼せよ、と言った。そして、リーは降伏した。と同時に直ちにリーは南部軍将兵の馬の問題をもち出した。これらの馬は、大部分南部軍将兵が個人でもっていたものであった。グラントは、リーに馬は春の耕作用に必要だからもち帰ってもよいと言って、この問題を解決した。以上のようなことを話せば、ロシア人と英国とわれわれの間で、「無条件降伏」を定義するため何度も会議するよりは、もっと大きな影響をドイツ人に与えることになる。 （藤田、15-6頁）

藤田によれば、この話、ルーズヴェルトは好んで持ち出す傾向があったようだという。そしてまた、藤田も断っているとおり、ルーズヴェルトは、グラント將軍による敵将無条件降伏の話を、伝えられている歴史上の事実とはやや違った形で、覚え込んでいたわけである。自分の好みに合わせてつくり変えた——と思われても仕方のない——話を、得意げに吹聴するというのも、或る意味、如何にもルーズヴェルトらしいのかもしれないが、それはともかくとして、南軍の兵士たち——もともと自営農民らしい——に耕作用の馬をそっくり返してやった、という結末に、相当力を入れているらしいところから、ドイツ人に対するルーズヴェルトの見方が窺われるように思われる。私には、そこが何より興味深いのである。

ルーズヴェルトの家は、もともとオランダ系であったということだが、イギリスに親近感を抱く両親の影響で、ルーズヴェルトにはドイツ人に対する偏見が強かった。吉田一彦によれば、ルーズヴェルトの父親は心臓病の治療のためにドイツ・ヘッセン地方のバート・ナウ

ハイムに滞在したので、ルーズヴェルトは少年時代、両親と共に 8 回ドイツの地を踏むことになり、当地の小学校にも入学したということであるが、それでも特にドイツ嫌いの母親の影響が強く、ドイツ人とできるだけ距離を保とうと努めたのであるという：

イギリス最良で、フランス文化にも傾倒していた両親は、ドイツ人が粗野で文化程度が低いと思っていた。特に母親にその傾向が著しく、「ドイツの豚」と一緒に食事をするのは気が進まないとよくこぼしていた。後年、大統領は少年時代の経験のおかげで、ドイツの政治とドイツ国民の心理がよく理解できるようになったと語っているが、バシュロスの同著『『征服者たち』 Michael Beschloss, *The Conquerors* =引用者] (一〇ページ) によると、母親のドイツ人に対する偏見も受け継いでいた。

(吉田、63 頁)

吉田はこれに続けて、ルーズヴェルトが新婚旅行でヨーロッパを訪れた際に、列車内でドイツ人と大喧嘩をしたこと、青年時代に自転車旅行でドイツ南部を走っていて一日 4 回も逮捕されたという話を後々までよくしていたこと、また、第一次大戦勃発時にウッドロウ・ウィルソン大統領の下で海軍次官補であったルーズヴェルトが、戦争終結後、大統領とは異なって、対ドイツの厳しい懲罰を主張した、ということなどを紹介している。さらにはまた、カサブランカ会談後には、ルーズヴェルトは、悪いドイツ人つまりナチス指導者と一般ドイツ人との間に区別をつけなくなったとして、その理由を、究極の無差別攻撃手段とみなされた原子爆弾開発への自信というところに求めようともしている (63-8 頁)。だが、そうはいっても、ルーズヴェルトは、幼少時からドイツの地と縁が深かったわけであるし、最初は美しい保養地に滞在し、青年になってからは自転車旅行であちこち訪れているのである。ドイツの風物に対する愛着には、浅からぬものがあつたに違いない。また、ドイツ人に対する人種的親近感が失われることも、あり得なかつたであろう。だから、彼が本気で、ドイツ人の民族的殲滅を図っていたとか、ドイツの地への原子爆弾投下を計画していたとかいうことを、考えるのは難しい。その点、彼のドイツ人に対する気持ちは、日本人に対するものとは大きく違っていた、と見るのがやはり当たっているのではないだろうか。まったくの推測でいえば、ルーズヴェルトのイメージの中で、本来のドイツ地域の姿はといえば、中部ヨーロッパの質朴な小農民たちの住む農村地帯だったのではなかろうか。彼らは、先祖以来の農耕牧畜の穏やかな日々を送ることに甘んじてさえいるならば、多少の粗野さは大目に見てもらえて、他の諸国民と並んでヨーロッパの中で平和な生活を営むことができる。ところが今、なまじ石炭や鉄鉱が採れるばかりに、産業を立ち上げて兵器その他の重機械や輸送手段を大量に生産し、軍事力で生活圏を拡大しようと企てて、世界平和を乱しているのだ。そういう企てを指導した者たちを重く処罰し、二度と軍需産業を起こせないように産業施設を解体してしまえば、ドイツ人は元来の平和な農村生活に戻って、ヨーロッパの中で暮らしていくことができるであろう。自分は、ドイツを無条件降伏させることによって、彼らを元来の生活の場に帰してやるのだ、ちょうど、グラント将軍が、南軍の兵士たちに、馬を伴って故

郷に帰ることを許してやったように。

(2) モーゲンソー・プラン

勝敗の帰趨が見えた 1944 年 9 月になって、ルーズヴェルトのそんな気持ちを見透かしたかのような、戦後ドイツ処理計画が、財務長官ヘンリー・モーゲンソーによって提出された。同年 9 月 12 日から 16 日までになつて、ケベックで米英首脳会談（第二次ケベック会談）が開催され、ルーズヴェルト、チャーチル両首脳の他、米英からそれぞれ枢要な地位の人たちが参加したのであるが、米国側から付いていったのは、実はハル国務長官でも、スティムソン陸軍長官でもなく、財務長官のモーゲンソーだったのだという。そして会談の席上、このモーゲンソーの作成したプランが、無条件降伏後のドイツに対する処理案として披露されたというのである（資料 3）。その内容については、吉田一彦が、とても分かりやすくまとめてくれているので、それを引用させていただくことにしたい：

アメリカの財務長官ヘンリー・モーゲンソーが作成した「ドイツ発の第三次世界大戦防止法」と銘打った「モーゲンソー計画」には、次のような主要項目が含まれていた。

- (一) 国境地域を周辺諸国に割譲することによるドイツ領の縮小
- (二) 残存ドイツ領の三分割。なお、ルール、ザール、キールを含む区域は国際管理とする。また国際管理区域はほかの区域との交易を禁止する。
- (三) 残りの二区域は州にして、南の州はオーストリアと関税同盟を組むことが可能、北の州はプロイセンを中心とする。
- (四) 上記三区域に所在する産業基盤は、破壊するか、取り外して戦勝国に配分される。
- (五) ルール地方からは現存する工業施設をすべて撤去し、将来は産業地帯として再生させないように弱体化して、管理されなければならない。鉱山からはすべての施設、器材を撤去して、鉱山としての機能を完全に破壊しなければならない。
- (六) ドイツのすべての学校、大学、放送局、出版社は、連合国がそれらをつくりかえるまで閉鎖する。航空機の飛行、軍服、楽隊、パレードの類も禁止する。
- (七) 連合国は戦争犯罪人のリストを作成し、リストに記載されたものは、ただちに逮捕して銃殺する。

ドイツの国民性については、ナチスがドイツの揺るぎない本質的侵略性向の頂点であると決めつけていた。ドイツを悪の権化と見ていたわけで、同じことは日本についても考えられていたことだろう。

しかし、これだけでは事は収まらなかった。第二次ケベック会談の公式発表には、モーゲンソーの原案にはなかった文言がつけ加えられて、ルーズベルトとチャーチルの署名までであったのである。それは「ルールならびにザール地域の軍需産業を排除するためのこの計画案は、ドイツが主として農業主体の田園国家に変じることを希求する」というものであった。

(吉田、128-30 頁)

ヘンリー・モーゲンソーは、ユダヤ人であった。そのファミリーネームから、先祖はドイツに居住していたことが知られるが、祖父の代に金銭トラブルを起こして、米国に移住したのだという。彼の父親は、大統領選でウィルソンを支援したので、後に駐トルコ大使に任ぜられた。その後も引き続き民主党の有力な資金協力者として、上流階層に上りつつあったという。彼自身は、大学で農学を勉強した後、22歳の時、ニューヨークのダッチェス郡に大きな農場を手に入れて、ルーズヴェルトと同じ郡の住民となった。やがてルーズヴェルトの邸宅に招かれるようになり、気心が通じ合って、家族ぐるみの付き合いをするようになった。ルーズヴェルトが大統領に就任すると、彼は農務長官の地位を望んだが、それは果たされず、代わりに1933年、財務長官に任ぜられたのだという。若い頃の彼は、ユダヤ人問題に積極的に関わろうとはしなかったということであるが、ナチスによるユダヤ人迫害のことを知り、大戦開始後にはますます激化する強制収容所での虐待についての情報を伝え聞くに至って、同胞のための怒りに燃え上がった。この怒りからくるドイツ膺懲への使命感と、古くからの友人としてルーズヴェルトの気持ちを自分はよく知っているという自信とが、彼をして、財務長官の職分を超えた戦後処理プランの作成を躊躇なく実行せしめたのであろう。

ルーズヴェルトは、モーゲンソーのプランを用いようとした。ケベックで、彼はこれをチャーチルに説明して基本的な同意を取り付けた。そして、近いうちにスターリンの同意をも得ようという考えであった。しかし、その内容を、会談で議題に上ったものとして記者たちに公表するつもりは、当面なかった。にもかかわらず、それは各種メディアの大々的に報ずるところとなった。『ニューヨーク・タイムズ』『ウォールストリート・ジャーナル』に続いて、9月24日にはAP通信が、ルーズヴェルト政権内の意見分裂というコメントと共に、全国に配信した。リークしたのは、国務省筋だといわれ、あるいはハル長官自身だったのではないか、と思っている人もいるそうである。国務省視線からは、モーゲンソー・プランは、拙いものと見られた。特に、産業生産力を奪って、ドイツを世界経済の動きから締め出してしまおうという計画は、戦後処理策として当を得ていないと思われたのである。だから、このプランを、早々に世間の批判に晒すことによって、葬り去ってしまう必要がある、と考えたというわけである。果たして内外から、批判と反発とが、たちまちにして湧き上がってきた。国内では、モーゲンソー・プランは戦後処理策として妥当ではない、とする批判と並んで、このようなプランを見せつけられたドイツ人は結束してますます抵抗を強めてくるから、米国民の人命損失が増えるばかりである、という差し迫った懸念が、あちこちから強く表明されるようになった。ドイツでは、宣伝相ヨーゼフ・ゲッベルスが、これを米国の非道さの証拠であるとして、国民の敵愾心鼓舞・戦意高揚のために徹底的に利用した。実際この時を境に、ドイツ軍はめざましい反発力を発揮する。モーゲンソー・プランの衝撃が走ったちょうどその時期、ドイツ軍は、オランダ東部のアルンハイムで米英軍を打ち破る。最後の大反撃となったアルデンヌの森の戦い（＝バルジの戦い）が起こるのは、その2か月余り後であった。折から、米国大統領選が迫っていた。ルーズヴェルトは、米国を確と勝利に導くことを約束して、前代未聞の四選に打って出たのであるが、勝利に至り着くまでに国民

に多くの犠牲を強いるつもりか、と思われたのでは、国民の支持は弱まる恐れがある。対立候補の共和党トマス・E・デューイは、そこを徹底的に衝いてきた。また、米国民のうちにドイツ系移民の数は少なくない。彼らは、ドイツ人に対する憎しみが前面に立ったような苛酷な戦後処理計画には、当然、強い反発心を抱くことであろうから、そのような計画を掲げているルーズヴェルトには投票しなくなるかもしれない。だから、ルーズヴェルトがモーゲンソー・プランを見限るのに、時間はかからなかった。ルーズヴェルトは結局四選を果たすわけであるが、ヤルタでモーゲンソー・プランが持ち出されることはなかった。(以上、モーゲンソー・プランに関する記述は、主として、吉田、128-52 頁に拠る)

(3) ヒトラー暗殺未遂

ところで他方、ドイツ国内において、ヒトラーを除くことによって休戦交渉の道を見出すという動きは生じなかったのか。戦中のドイツの状況から考えるならば、潜在的にそういう意図は存在しても、それが現実の行動となって現われるのは、なかなか難しかったに違いない。それでも一度、「あわや」というところまで行ったことがあった。それは、上述のモーゲンソー・プランが発表されるよりも遡ること約2か月、1944年7月20日に東プロイセン・ラステンブルク(現ポーランド領ケントシン)の総統大本営「ヴォルフスシャンツェ」で起こった、爆弾によるヒトラー暗殺未遂である。実行者クラウス・フォン・シュタウフェンベルク大佐は、捕らえられて翌日銃殺されるが、国軍内部の反ナチス将校たちによる大がかりな計画であったことが暴かれ、首謀者たちは自殺あるいはゲシュタポによって続々と逮捕される。親戚縁者や逃走幫助者などを含めて、600~700名の逮捕者が出たという(これを機に、日頃から反ナチスの言動をしていた者たち数千名も逮捕されたという)。国軍所属の容疑者たちは、軍籍剥奪の上、「人民裁判所」と称されるナチスの設けた国家反逆罪審問所で裁かれ、残忍な方法で処刑された。エルヴィン・ロンメル元帥も、負傷療養中であつたにもかかわらず、関与を疑われ、自殺を強要された。こうして、戦局がどんどん悪化していく中、SS(=親衛隊)の監視下に、国軍内部で肅清の嵐が吹き荒れるということになったのであるから、このヒトラー暗殺計画は、その時に限って見るならば、ドイツにとっていつそう悪い状況をしか、もたらさなかったのである。かりに暗殺に成功して、例えばロンメルを代わりに総統位に就けていたとしても、ルーズヴェルトの意向が不動のものである限り、無条件降伏の帰結は避けられなかったわけであるから、実際に起こったのよりもマシな結末になったであろう、と確信をもつということもできない。しかし、後の世において、この暗殺計画は、ナチス支配下においても、ドイツ人の間にそして特にドイツ国軍の中に、愛国に命を捧げる人たちがいた、ということの証とみなされて、評価されるようになるのは当然であった。現在、ドイツ連邦共和国では、シュタウフェンベルクら計画の首謀者たちは、反ナチス運動の英雄として尊敬され、ベルリンの旧国防省跡に記念碑を建てて顕彰されている。

(4) 完全無条件降伏

1945年4月12日、ルーズヴェルトは死去した。その報せは、ヒトラーに七年戦争におけるフリードリヒ大王起死回生の出来事を思い出させて、最後の糠喜びをもたらしてくれたそうであるが、すでに連合国軍の東西からの進撃は激烈を極めていた。前年10月に東プロイセンに侵入したソ連軍は、45年4月初めのウィーン占領に続いて、同月中頃にはもうオーデル川流域に到達、26日にはついにベルリン攻撃に入った。一方、44年10月すでにアーヘンを攻略していた米英等連合軍は、45年3月にはライン渡河を開始、数週間で北はエルベ川から南はチロル地方にまで攻め込んだ。4月にはエルベ河畔のトルガウで、米ソ両軍兵士の間に、歴史的記録写真に残る固い握手が交わされた。こうした状況の中、ナチス政権は、片面降伏・部分講和という方法で最悪の結果を逃れようとした。外相ヨアヒム・フォン・リッペントロプは、45年1月に対米英講和工作を試みたが、これに失敗すると今度は対ソ講和を計画、しかし、これはヒトラーに拒否される。4月に入ると、ハインリヒ・ヒムラー、ヘルマン・ゲーリングは、——ヒトラーから権限を委任されることなく——それぞれに対米英片面降伏に望みをかけたが、もちろん相手にされることはなかった。ゲーリングは4月23日、降伏交渉をしようとするにあたって、ヒトラーに全権委任を求める打電をしたため、激怒したヒトラーによって、反逆者として官職を剥奪された。赤十字社スウェーデン代表委員フォルケ・ベルナドッテを頼って試みられたヒムラーの降伏申し出は、4月29日にBBCによって放送され、世界中に晒された。ソ連軍のベルリン市街突入がいよいよ迫り、ミラノでのムッソリーニの遺体凌辱の出来事をも知らされたヒトラーは、4月30日に総統防空壕でピストル自殺、死に臨んで自らの遺体の焼却を命じ、遺書によって、後継総統（＝統帥権継承者）にはカール・デーニッツ提督を、首相にはゲッベルスを指名していた。ゲッベルスは、対ソ連講和交渉に望みをかけようとしたが、ベルリンを包囲する赤軍によって停戦を拒否されたので、ベルリン守備隊に包囲網突破作戦の敢行を指示し、デーニッツにヒトラーの死と後継指名のことを知らせて、自分は家族と共に自殺した。ベルリン守備隊は5月2日に降伏する。

さて、デーニッツといえば、1943年1月末以降、海軍最高司令官の地位にあって、Uボート作戦で英海軍に対して善戦していた勇者である。彼は、ゲッベルスからの電信を、ホルシュタインのプレーンにいて受け取った。そして、「後継指名」が、どれだけ困難な課題を自分に押し付けようとしているものか、そしてそれにもかかわらず、それは即刻引受けるより外ないものである、ということ、ただちに理解した。5月1日、彼は、ヒトラーの死と自分の総統就任とを発表する。しかし、そうこうしているうちにも、プレーンには英国軍が迫りつつあったので、翌2日にはフレンスブルク（シュレースヴィヒ北部のデンマーク国境に近い町）に移って、国軍最高司令部長官ヴィルヘルム・カイテル、統合幕僚長官アルフレート・ヨードルとも合流して、急遽そこに政権を組織する。デーニッツの認識によれば、この期に及んでの政権は、絶対に非ナチスの顔ぶれでなくてはならなかった。だから彼は、もしもゲッベルスやマルティン・ボルマン（ヒトラー第一秘書）が姿を現わすことがあった

ら、即逮捕するよう厳命する。リップントロプ、アルフレート・ローゼンベルク、ヒムラーは実際に目の前に現われて、それぞれ重要な地位に留まることを望んだが、それらの願いを頑として撥ねつけた。そしてあらん限りの力をもって情報を収集し、最善の戦争終結を図ろうとする。何よりも憂慮されたのは、ソ連軍による占領が進み、すでに多くの難民が発生しつつあった東部地区の状況である。そこからは、軍民への恐ろしい残虐行為が報告されていたのだ。だからソ連軍に対してもう一度反撃することが絶対に必要と思われた。そのためには、西部戦線においては局地的降伏を繰り返してでも停戦に至る必要がある。その考えから、デーニッツ政権は、米英に対して片面停戦を持ちかけた。しかし、アイゼンハワー元帥は無条件全面降伏を要求してやまなかった。それで結局、デーニッツの頑張りは、1週間ともたなかったのである。5月8日、フランス北部ランスの連合軍司令本部に、米英軍に対する降伏交渉の全権特使として出向いていたヨードルが、デーニッツからの電信によって無条件全面降伏のための全権特使に資格変更されて、その場で無条件降伏文書に署名することになった。その署名は5月7日未明に行われ、8日23:01（中部ヨーロッパ時刻）をもって発効するということが問題なかったのであるが、ヨードルだけしか署名していないことにソ連軍が難癖をつけてきたので、今度はベルリン・カールスホルストのソ連軍司令部を置く士官学校集会所に、カイテル（国軍最高司令部および陸軍代表）、海軍最高司令官ハンス・ゲオルク・フォン・フリーデブルク（海軍代表）、ハンス・ユルゲン・シュトゥンプフ中將（空軍代表）—三人ともデーニッツから委任—が出かけて、9日0:16から、ジューコフ元帥らの前で署名するという儀式が行われた。カイテルは、署名を終えて退室する前に、「この内容が国軍全体に行き渡るまでに、24時間を要するであろう」と語ったという。通訳がそれを恐る恐るロシア語に訳したが、ジューコフは何も答えなかった。結局、カイテルらによる署名は、ドイツ国軍各部署による降伏文書批准の行為であるとみなされて、降伏自体は、上記のとおり、8日23:01の発効ということで動かなかった。カイテルの、ソ連軍に対する最後の抵抗の試みも空しかったのである。

さて、ヒトラーは、残る者たちにあくまで戦い続けることを命ずる遺言を残して逝ったということであるから、独裁者を無条件降伏させるという、ルーズヴェルトの当初の意図は達成されなかった。しかし、ドイツ全土を蹂躪された状況の中でヒトラーが自殺し、それに伴ってナチス勢力が全面的に崩壊したという経過は、連合国対ドイツの戦争の結末を、実質的にはルーズヴェルトの考えた形に近い、世界史上に前例のない厳しい「無条件降伏」にした、と行ってよいであろう。連合国は、デーニッツの臨時政権を、無条件降伏手続きを完了するためにのみ出てきた敗戦処理班のようにしか見ていなかったのだから、1945年5月23日、フレンスブルクに乗り込んだ英国軍が、デーニッツと彼の政府の閣僚全員を逮捕してしまった。6月5日には、米英仏ソの4カ国政府によって、ドイツ最高権力（主権）の継受が宣言された。そしてベルリンに「ドイツ管理理事会 Germany Governing Council」が設置された。つまりドイツは4国の直接占領統治下に置かれることになったわけで、ドイツ人による国家主権は、この時点で消失したのである。

大戦中からすでに、1943年11月28日～12月1日にテヘランで、1945年2月4日～同11日にヤルタで、米英ソの首脳は会談していた。そこであらかじめ分割占領の申し合わせがなされていたのである。それによれば、1937年末つまりオーストリア併合以前の領土状態のドイツを分割する形で、戦勝国それぞれの占領地区が設置される、そしてベルリンはまた別に、各占領国の軍隊によって分割占領されることになっていた。フランスに第四の戦勝国としての地位が認められたのは、ヤルタ会談においてであった。かくして、時至っていよいよドイツに侵入した米英軍は、アイゼンハワーの方針によって、ベルリン攻略をソ連軍にまかせておいて、ドイツ東南部に攻め込んだので、ザクセン、テューリンゲンまで進出してしまったのだが、申し合わせでは、そこはソ連の占領地域になるはずなのであった。歴史的にいつでも独特の魅力を持ったその地域から、米英軍はなかなか引き下がろうとしなかったが、ソ連軍によって「ベルリン進入を拒否するぞ」といって脅されたので、ようやく申し合わせ通りの自国占領地帯まで兵を引いた。それで、ソ連軍がいったん単独で占領していたベルリンに、米英仏の軍隊が進入することができた。

1945年7月17日から8月2日まで、ベルリン郊外のポツダムで米英ソ・三国首脳によって会談が行われた。ここでは、テヘラン、ヤルタでの会談内容を踏まえて、連合国によるドイツ占領政策の具体化が図られるはずであった。しかし、この時点で、もう4国それぞれの占領政策が実際に進行しており、特にソ連の占領によって、東部の国境線はすでに申し合わせとは大きく異なるものになりつつあった。ソ連軍は占領地域のドイツ人に対して復讐の意図を込めて恐ろしい残虐行為を働き、東プロイセンおよびオーデル・ナイセ以東地域からのドイツ人の追放を進めていたので、すでに大量の難民が発生していた。そんな状況下で、「1937年末の領土状態のドイツを占領の対象とする」という申し合わせは実行不可能になっていた。結局、ソ連の占領政策の進行を追認する形で、下記のとおり申し合わせの「変更」が行われざるを得なかったのである：

東プロイセン北半分： 対ドイツ講和条約の締結までソ連の管理下に置かれる（ソ連への譲渡という方向づけは明らかである）。

ドイツ・ポーランド国境： その確定は将来の対ドイツ講和条約締結時となるが、それまでは東プロイセン南半分とオーデル・ナイセ川以東（シュレージェン、ノイマルク、ポンメルン）はポーランドの管理下に置かれる（ソ連の占領地域ではない）。

ポーランドという想定外の「管理者」が入ってきているのであるが、実のところ、ポーランドも、すでにソ連によって領土を奪われていて、この時他にどうしようもない立場に置かれていた。すなわち1939年、ナチス・ドイツが独ソ不可侵条約を恃んでポーランドに侵入したとき、ソ連軍はタイミングを合わせて、東から侵入し、悪夢の「ポーランド分割」を再現させて、ポーランド領土の40%以上を占領してしまっていた。スターリンは、それを返すつもりはまったくない。ポーランドはもう諦めざるを得ない状況になっていた。したがっ

て、スターリンの「提案」に従って、ドイツから「獲得」できる見込みの 102,800km²を是非とも確保し、損失を埋め合わせしようとするほかなかった。つまりポーランドは、自らの領土が全体として西に移動するということを、受け入れざるを得なかったのである。こうして、ポツダム会談の結果として、4国占領下に置かれるドイツは、上記を除く 357,000 km²となった。それは 37 年末のドイツ領のほぼ 75%の広さでしかない。ビスマルクの統一時に比べれば約 5 分の 3 であった。再出発にあたって、これだけ領土を削減されてしまったことは、後々までドイツ人に重い負担となつてのしかかってくる（資料 4+5）。

5 日本の降伏

(1) ルーズヴェルトの憎悪は深い

先述のとおり、ルーズヴェルトの掲げた無条件降伏原則には、連合国内部にも疑問を抱く声があり、他の二首脳やハル国務長官らから、要求の緩和あるいは無条件降伏という語の再定義が提案されることもあったという。だが、そうした原則に対する疑問は、たいてい対ドイツ戦を念頭に置いて出されていたもののようにみえる。ドイツ軍の強い抵抗力の前に、味方の犠牲が増えることへの懸念、あるいは戦後における適切なドイツ処理が保証されるかどうかの懸念が、疑問の基にあったと思われる。これに対して、特に対日本戦を念頭に置いた形で、無条件降伏原則に対する疑問が存在したとか、まして、はっきりと、その緩和や修正にあたる提案がなされた、といった形跡は乏しいのではないか。そのようにみえるのは、私の浅学の所為ばかりともいえまい。汚い奇襲攻撃を仕掛けてきた相手に思い知らせずにおくものか、という米国民の意気込み、日本人に対するルーズヴェルトの根強い偏見を思うとき、無条件降伏要求を当然とする声が米国民の間に強かったことであろうし、たとえ疑問を抱く者があつたとしても、ルーズヴェルトにそれを伝えることは憚つたに違いない、と私は考えざるを得ないのだ。

ルーズヴェルトが、ほとんどレイシズムとっていいような観点から、日本人に対して深い憎悪を抱いていて、その憎悪の念は到底修正を容れるようなものでなかった、ということは、多くの日本人が知っているところであろう。私も、彼の憎悪の由来について何ら詳しいことを知っているわけではないが、例えば Wikipedia に見られる次のような記述から、十分にその根深さを窺い知ることができると思つている：

…駐米イギリス公使ロナルド・キャンベル（Ronald Hugh Campbell）との私的な会話では、ルーズベルトは、スミソニアン博物館の研究者による、日本人の頭蓋骨は「われわれのより約 2000 年、発達が遅れている」という見解を紹介した上で、「人種間の差異を重視し、人種交配によって文明が進歩する」などと語り、「インド系やユーラシア系とアジア人種、欧州人とアジア人種を交配させるべきだ。だが日本人は除外する」、「日本人が敗北した後は、他の人種との結婚をあらゆる手段を用いて奨励すべきである」などとキャンベルに語つたという

「フランクリン・ルーズベルト」 <https://ja.wikipedia.org/wiki/> より

何よりも、私自身、戦後世界を生きて間もなく 70 年になるが、一日本人としてずっとルーズヴェルトの亡霊に支配された世界の中に生きている、という実感を抱き続けている。決して、大げさにいっているのではない。ルーズヴェルトは、世界の民主主義と平和を守るために、侵略戦争を止めない悪逆非道の日本と徹底的に戦って、完全戦勝の一手手前まで来て、病のために死んだ。その意味では、悲劇の英雄だ。しかも彼は、戦後世界の国際秩序構築のため、国連という、かけがえのない全人類的枠組みを遺していった。その枠組みの中、戦後残った日本人は、経済活動だけは許してもらえたので、背を丸めながら、いつの日か自分たちも国際社会で貢献を認めてもらえるようになったら嬉しいな、と心に思いながら、コツコツと働いて生きてきた。私もそういう世代に含まれる。

何ゆえにルーズヴェルトは、日本人をそこまで救いようのない民族だと思っていたのか、といえば、そこに「天皇制」が大きな要因を成しているのは、間違いないことであろうと思う。ルーズヴェルトは、日本人をひとりひとりとして、天皇と切り離し難いもの、あるいは天皇制が骨の髄まで浸み込んだもの、とみなした。そこから日本人特有の侵略と隷属化への性向が出てきている、と思ったに違いない。そのように見られても仕方ないようなところが、当時日本人の方にもあった、ということは、私たちが認めねばなるまい。二十世紀前半の東アジアといえば、日本による侵略の嵐が吹きすさんでいた、というのが定説だが、実のところ、同時に、太平洋を越えてやって来た米国による侵略も、まことに激しいものがあった。1893 年、ハワイ王朝の廃絶に続く 98 年の準州化、1902 年、フィリピン植民地化といった一連の経過は、日本に多大の脅威を感じさせるものであったが、米国はさらに大陸利権の獲得を狙って、1899 年の門戸開放宣言以降、清朝領土に侵入し、日本をあからさまに敵視しつつあった。日本人が何よりも恐れたのは、こうした米国の侵略行動が、インド方面から来た英蘭のそれと中国大陸で出会いを果たす形となって、白人によるアジア支配体制が完成されてしまうのではないか、ということであった。だから日本人は、あくまで東アジアを白人の手から解放しようと思って、戦いにまで進んでいった。だが、ルーズヴェルトはじめ多くの米国人は、自分たちのしていることは棚に上げて、一方的に日本人を、侵略と隷属化を行なう悪しき民族であると決めつける。なぜそうできるのかといえば、それは彼らが自分たちのしていることを侵略だと思っていないからだ。彼らは、進出先に自由と民主主義を植え付けることができる、自分たちのしていることには普遍的な意義がある、と確信している（キリスト教の伝道ということにもまた、なお深い情熱を抱いていたであろう）。一時的に植民地化しても、やがて現地に民主的政府を作る力が育ってくれば、適当な時期に独立を与える、あるいは州の一つとして加える、という将来計画も示すことができる。それに引き換え、日本の「進出」は相手を「皇民化」する、それは侵略と隷属化そのものである、と彼らは見ていたのだ。「万世一系の」天皇を主権者として戴く日本人は、自らのアイデンティティを、古来の大祭司たる天皇家の脈々たる存続と、そこからの分岐を通しての国民全員の血

の繋がりとして意識している。それゆえ日本人にとって、空間的生活圏が広がるということは、この血縁擬制の拡大であり、天皇主権の拡張であるとともに、新たな血縁的成員の同化吸収にほかならない、と考えられた。日本が民族の生活圏の確保をめざして進出し、近隣の国の独立を奪ったとき、相手方の王室には天皇家との姻戚関係を結ばせ、相手方民族をいわば養子的に血縁関係（明らかに擬制だが）の内に引き込んで、「皇民化」を推し進めた。満洲国建国の時も、清朝の廢帝であった溥儀を連れ出してきて皇統を再興し、天皇家との親密な姻戚関係を作り出そうとした。皇民化の意図を疑われるに十分であった。そのようにして日本人は、進出先の民衆から伝統文化を奪い、その人々をいわば二級皇民として自分たちの支配下に組み込む、つまり永久的に隷属化してしまう——自由と民主主義の価値基準に拠る者の目からは、どうしてもそのように見えざるを得なかったのだ。

ルーズヴェルト的正義感に基づき、日本国家犯罪性の決めつけは、「カイロ宣言」（1943年12月1日付、会談は11月22～26日）に顕著に現われる（資料6）。同宣言は、日本の悪事を懲らしめてアジアに平和をもたらすことを予告し、ポツダム宣言の前触れを成したものとして、戦後日本人にとってもきわめて高い権威を有するものとなるのであるが、その主要内容は、次のとおりである：

右同盟国〔＝米国、中華民国、英国〕ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ
日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルヘシ
前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ應テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

It is their [=the Three Great Allies'] purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

日本を端的に盗人国家呼ばわりしていることが何よりも印象深いのが、何処から盗んだ物だから何処へ返せ、といているのかと思つてよく見ると、まったくもって、いい加減である。清国人（原文では“the Chinese”）から盗んだ澎湖島、台湾、満洲を中華民国に返せ、という主張が事実に裏づけられ得るなどと、どうして考えることができるのだろうか。澎湖島は17世紀末に康熙帝が侵略征服して支配していたのを、馬関条約で譲渡されたのであり、台湾は清朝自身が「化外の地」として支配下にない、といていたのを、馬関条約の際に、日本の統治下に置く、と定めたものである。満洲に至っては、それこそが係争の地であつて、

もとはといえば、孫文が自らの民族自決の理想を裏切って、「大中華」と称して、満・蒙・回・蔵をも漢民族の中華民国に取り込むと言いついたことに問題があったわけで、日本が満洲独立を唱えたのには、その限りでは正当性があったに違いないのである。それらの地域について「盗んだ物だから中華民国に(!)返せ」とは、どういうことなのだろうか。それは、蔣介石が独りでいっている限りはプロパガンダである。しかし、カイロ宣言は、明らかに、ルーズヴェルトが蔣介石を励まして、チャーチルをも引き込んで、三人でいうことにさせたものであって、アジア・太平洋地域平和構築計画の布告の体を成している。その中で、日本はひとり盗人国家と決めつけられ、一方、中華民国というか蔣介石は、平和構築への立役者に——「ゴリ押し」とはいわないけれども——押し上げられている。いったい、どうしてこの差はついたのだろうか。蔣介石本人や夫人・宋美齡の個人的人脈によると考えるのでは、もちろん十分ではないだろう。先に見られたとおり、ルーズヴェルトは、重要な文脈で、さりげなく、しかし適切に「哲学 philosophy」という語を使うことのできる人であった。私は、根本的にはそこから考えたいと思う。孫文の三民主義は、その基本的性格において、民主主義による国民国家建設の理念を語る哲学思想であった。中華民国が三民主義を建国理念として掲げ、蔣介石が孫文の後継者としての自覚の下に国家経営に邁進する限り、ルーズヴェルトはこれに共感を惜しむことはない。それに引き換え、日本はどうかといえば、国家を支える理念に類するものとしては、皇道精神というものぐらいしか持っていなかった。ひたすら天皇の栄光を増さんために、国家の建設が進められ、日本人一人一人は、あたかも働き蟻のごとくにそれに奉仕している。しかも、日本は近隣地域にもその精神を押しつけ、住民をその下に従属させる企てを止めようとしなない。ルーズヴェルトからすれば、天皇制という過去の世界の抑圧と隷属のシステムを保持した、その意味でユニークな、日本民族が、今の時代になって軍事力を身につけて、周囲への拡張を図っているのである。「征服と他民族支配とに基礎を置く哲学」の増長を、絶対に許してはならない——そのように見られても仕方ないようなところが、当時日本人の方にもあった、と上に述べた。時代は、民主主義による国民国家の誕生を望んでいた。ヘーゲルのいえば、世界精神は、国民全員の自由を実現する国家の建設という段階にまで達していたのである。その中で、日本人は遅れていた。

「国民力」において劣っていた、というより、まだ「国民」になることができていなかった。

なお、朝鮮のことについては、どういわれても、返す言葉がない。朝鮮との関係を、東亜連合の形成という方向に持っていきたくて、日韓併合とそれに続く皇民化へと進んでいったことで、日本は国際的信用を決定的に損ねた、ということに間違いはない。せめて、近い将来における再独立を約束するというのを、1920年代のうちにできていれば、と思うばかりである。今になってみるならば、1920年代といえば、悪意渦巻く「九か国条約」体制の中で、日本が生き延びていくためには、中華民国＝蔣介石政権との、国民国家同士の話し合いを粘り強く進めていく以外になかった。日本が朝鮮、台湾に近い将来独立を与えることを約束し、中華民国は満・蒙・回・蔵にそれぞれ独立国家を作らせることを認め、将来はそれらの国々と共に、独立国家共同体を形成する、ということ合意する——これが本来求め

られるべき東亜新秩序の構想であったはずである。その実現に向けて進むチャンスは逸せられた。先述のとおり、日本人が「国民力」を持たなかったことに、責任の半分はある。それからもう一つ、ここで朝鮮のことがいわれているのであるから、それに関連して、ルーズヴェルトの側が米国によるフィリピン植民地化のことを例によって棚に上げている、ということをつけ加えておきたい。日本による朝鮮植民地化と米国によるフィリピン植民地化とは、すでにあのレーニンが『帝国主義論』（1917）の中で「どっちもどっち」という感じで非難しているとおおり、双方の時期の近さからいっても、並べて取り上げられる必然性を有していた。実際、フィリピンにおいても、白人による相当苛酷な抑圧的支配が行われたのである。対米戦争が始まるや、日本軍は「解放」を掲げてフィリピン侵入、カイロ会談の行なわれた一月余り前、1943年10月14日、日本軍の占領下でフィリピン独立宣言が出されていた。その後、米軍が再上陸して占領した後、1946年7月4日にあらためて独立を認められることになるわけだが、フィリピンの「解放」「独立」をめぐる日本と米国とで正反対の把握が出てきた、その原因が不可逆的に分からなくなってしまうよう、すでにカイロ宣言で周到に方向づけられていた、ということである。

話を戻さなくてはならないが、日本に対する降伏条件緩和について、ルーズヴェルトの周りで話題になることは、稀だったのではないかと、思っている私にとって、前掲藤田論文が紹介している、チャーチルが対日本無条件降伏要求の緩和をルーズヴェルトに提案した、という事例は、たいへん興味深い。ご容赦願って、ここにそのまま引用させていただくことにしたい：

……彼〔チャーチル〕はヤルタ会談で、日本の降伏に関して、ローズベルトに無条件降伏の緩和を求めている。すなわち、一九四五年二月九日のヤルタでの米英合同参謀長会議の席上、チャーチルはローズベルトに次のように語りかけている。

「もしロシアを、米国、英国、中国とともに、四カ国による日本に対する無条件降伏を要求し、降伏しなければ四カ国の全軍事力による圧倒的な重圧を受けることになるとする最後通告を出すことに賛成するよう説得できれば、それは極めて大きな価値をもつだろう。そういう状況下で、もし日本がこの最後通告を受け入れたならば、極めて厳格な無条件降伏に関してどの程度緩和してくれるかを聞いてくるかも知れない。その場合、米国が判断することになるが、何らかの条件緩和が、極めて多くの血と財産を流しているこの戦争を一年か一年半短縮することになるならば、それは疑いもなく価値のあることである」と。

ただし、彼は言葉を継いで、「もっとも英国は条件の緩和を強要するものではなく、米国の判断に従うつもりである。どのような決定であれ、英国はこの問題について最後まで見届けるつもりである」と述べ、あくまでも控え目の提案をしている。

これに対し、ローズベルトは、次のように答え、事実上、チャーチルの提案を拒否している。

「そのことは、スターリン元帥に話してみてもよからう。しかし、そのような最後通告が日本人に大きな効果をもつかどうかは疑わしい。日本人は外部世界で何が起きているかを認識しているよう

には思えない。いぜん彼らは満足すべき妥協が得られるものと思っている。日本人はその全土が厳しい空爆の重圧に晒されるまでは、真実のおかれている状況に目覚めることはないであろう。(藤田、21頁)

なるほど、ルーズヴェルトに対して、日本のためにこれだけしてくれるのは、チャーチルぐらいであった、ということなのであろうか。しかし、それがヤルタでいわれたものであるということに、私などは、底知れぬ切なさを覚えずにはいられない。そして、それに対するルーズヴェルトの答えは、彼ならまずこれ以外に答えないであろう、と誰もが思うとおりのものであったわけだ。なおその頃、「外部世界で何が起きているかを」認識していない日本人は、スターリンの仲介に望みをかけて、「満足すべき妥協」の糸口を探っていた。

(2) ポツダム宣言

しかし、ルーズヴェルトは死んだ。その結果、チャーチルの提案したような最終通告が、日本に対して出されることになった(資料7)。1945年7月26日、ポツダムに集まった連合国首脳——合衆国大統領、中華民国政府主席(!)、グレート・ブリテン国総理大臣——は、「日本降伏の条件を明確に定める宣言 **Proclamation Defining Terms of Japanese Surrender**」を発表した。それは、13の箇条書きの形をとっているが、最初の4項は、限りなく恐ろしい威嚇脅迫である。ドイツのようになりたいか、今や我々の攻撃力はドイツを滅ぼした時よりもずっとずっと充実している、そのすべてを、お前たちを壊滅させるために投入する用意があるのだぞ——とあからさまに語っている。ところが、第5項になると、「我等ノ條件ハ左ノ如シ **Following are our terms.**」と述べて、自分の方から条件を提示し始める。第6、7、8、10項では、降伏日本が受けるべき制裁・処罰の範囲が示される。巨悪の因となった軍国主義勢力の除去、その目的達成のための占領行政、領土の限局、戦争犯罪人の処罰、自由ならびに基本的人権の尊重(つまり憲法の改変の必要を示唆している)が、日本に課せられる、とされている事項であり、それらは実際に降伏後、正確に実行された。だが、その一方で、日本人に将来の生活復興の約束を与える言明もある。まず第9項で、「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ム機会ヲ得シメラルベシ」といわれている。何やら、ルーズヴェルトの好きだった、南軍の兵士たちを耕作用の馬と一緒に故郷に帰してやったグラント将軍の話の思い出させるようだ。さらに第11項になると、「日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ 但シ日本國ヲシテ戦争ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ 右目的ノ爲原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ区別ス)ヲ許可サルベシ 日本國ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ」と述べられて、日本を世界経済の中に復帰させることが保証されている。それこそは、日本人が最も必要としていた約束であったには違いない。4年前には、世界経済から締め出されて、生活ができなくなってしまう、という絶望感から、苦し紛れに戦争に打って出るようになった

のであったから。そして続く第 12 項では、「前記諸目的ガ達成セラレ且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルベシ」と、占領が明確に時限的なものであることを約束している。これほどまでに戦後の保証を前もって与えているのであるから、この宣言は、チャーチルの提案にあった最終通告の範囲をも超えてしまっている、というべきなのかもしれない。とはいえ、「無条件降伏」という語を外してしまうことはあり得ない。連合国にしてみれば、ルーズヴェルトの遺志の尊重ということもあろうが、ドイツを無条件降伏させることに見事成功した、という自信によって、今や絶対的に支えられて、対日本行動をしているのだ。日本をも、ドイツ並みに「無条件降伏」させなくてはならない。だから結びの第 13 項は、「吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス」と述べて、「さもなくば完全壊滅あるのみ」という決定的な脅しと共に「無条件降伏」を押しつけている。ただし、それは、宣言の向けられた当の者すなわち日本政府に、「無条件降伏せよ」といっているのではなくて、「軍隊を無条件降伏させるよう直ちに手配せよ」と促しているのである。

もしもルーズヴェルトが生き続けていたとしたら、日米戦争の終結はどのような形になっていたであろうか——そんなこと考えてみるのも憂鬱でたまらない、やめてくれ、とほとんどの日本人はいうであろうが、少なくとも、現にある「ポツダム宣言」そのままのような通告が出されることはなかった、ということぐらいは、誰でも容易に認め得るところであろう。ルーズヴェルトだったら、ドイツ降伏が達成されたら、そのまま一気に、日本本土に対する原爆使用（何回重ねられたか、想像もつかない）に引き続いて、上陸作戦を実行に移したであろう。かりに、その実行直前に考えを変えて、チャーチルの勧めていた最後通告にあたるものを発することになったとしても、それははっきりと、天皇裕仁に宛てるものになったはずである。「ポツダム宣言」第 1～4 項の内容にあたることは、そこでもいわれたであろうが、第 5～12 項はなくて、いきなり無条件降伏を求める最終項に来る。それも、裕仁本人に対していうのであるから、「無条件降伏せよ、さもなくば汝の臣民・領土共々迅速かつ完全なる壊滅に至るほかない」という意味の、恐ろしい表現で結ばれるに違いなかった。無条件降伏を言明させる相手は、天皇裕仁以外にない、という思いで、ルーズヴェルトも、米国民も、そして米軍兵士たちも一致していたのだ。グアム、サイパンから出撃して東京上空に向かう B-29 爆撃機の空路は「ヒロヒト・ハイウェイ Hirohito Highway」と呼ばれていたそうである。標的は、はっきり定まっていたのだ。

それで、現実の「ポツダム宣言」に戻るとするならば、上述のとおり、この宣言は無条件降伏のための降伏条件を明示しようとしている。だから、全体として自己矛盾を呈することになるのを避けられないのであるが、そのこと以前に、一見して違和感を与えるのは、名宛人がほとんど不詳という形になっていることである。冒頭第 1 項で、宣言者として連合国三首脳が三役揃い踏みよろしく名乗りを上げて示威しているというのに、呼び掛けようと

する相手がいったい誰であるのか、なかなか示されない。最終項に至ってようやく、漠然たる「日本国政府 the government of Japan」に対して宣言を発しているのだ、と分かるのではあるが、その日本国政府に、軍隊を無条件降伏させろ、と要求している。内閣総理大臣にだって統帥権は無い、それは天皇にいわなくてはだめだ、ということは承知しているはずなのに、である。でも、こんなふうには、天皇の名を一切出さずに、名宛人不詳に近い、その限りでは一見きわめて非礼な通告をしてきたというところに、日本の内情に対する、というよりも日本国の指導者たちの心情に対する、米國務省筋あたり（長官ではなくて、次官のジョセフ・クラーク・グルーの名を挙げる方が適切なのかもしれない）による忖度を感じ取ることは、日本の外務省関係者にもできたことであろう。

(3) バーンズ回答と宣言の受諾

ポツダム宣言に対して、「日本政府」は、当初「黙殺」の態度をとったのであるが、8月に入って、広島への原爆投下、ソ連軍の侵攻と、どんどん情勢が悪くなってきては、さすがにそれを受諾することによる戦争終結の道を探らないわけにはいかなくなった。8月9日に急遽召集された最高戦争指導会議（鈴木貫太郎首相、東郷茂徳外相、阿南惟幾陸相、米内光政海相、梅津美治郎参謀総長、豊田副武軍令部総長、さらに平沼騏一郎枢密院議長も途中から列席）の開始後間もなく、長崎への原爆投下が知らされた。

会議では、宣言受諾の方向で、そのためにまずこちらから細部につき希望条件を出して、確認を取っておくべきである、という話になった。降伏後に課せられる負担の範囲を明確にしておいてもらおう、ということである。阿南をはじめとする軍関係者委員たちは、「占領を小範囲かつ短期間に区切ること」「武装解除は日本軍自身の手で行わせること」「戦争犯罪者の裁きは日本自身の手で行わせること」をも、希望条件に加えることを主張した。しかし、それらのことは、先方がすでに予告してきている処罰内容に対する緩和を願い出るにほかならない。撥ねつけられることは目に見えている。その点、外相東郷は、さすがに冷静であった。彼は、「天皇の国法上の地位の不変更」の一点に限って、それは認めてもらえると解してよろしいか、という確認を求めるにとどめるべきだ、と主張した。米内が東郷案に賛成に回り、また、平沼の意見で「天皇国法上の地位」を「天皇の統治大権」と改めるとされたが、阿南らとの間で議論に決着がつかないまま、深夜になって、天皇臨席の御前会議を要請することになり、それは、午後11時50分、皇居内に設けられた地下防空壕の中で開始されたという。この会議でもなお激しい議論が続いたが、日付の変わった8月10日午前2時になって、鈴木首相から「御聖断」を仰がれた裕仁が、「外務大臣の意見に賛成」と述べたことによって、やっと決着した。

同日9時に、東郷外相は、連合国政府（重要なのはもちろん米國務省）宛てのメッセージを、中立国であるスイス、スウェーデンの政府に仲介を依頼するために、両国駐在公使に、発信している（資料8）。その主要内容は下記のとおりである：

“

The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the Joint Declaration which was issued at Potsdam on July 26th, 1945 by the heads of the Governments of the United States, Great Britain and China, and later subscribed by the Soviet Government, with the understanding that the said Declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler. The Japanese Government hope sincerely that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

同 10 時 15 分には、同メッセージの日本語訳文を、両公使宛てに送信しているが、そこでは上記主要部分は、次のように訳されている：

帝国政府ハ一九四五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ米、英、支三国政府首脳者ニ依リ発表セラレ爾後「ソ」聯政府ノ参加ヲ見タル共同宣言ニ挙ケラレタル条件ヲ右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラサルコトノ了解ノ下ニ受諾ス
帝国政府ハ右了解ニシテ誤リナキヲ信シ本件ニ関スル明確ナル意向カ速ニ表示セラレンコトヲ切望ス

もう一度、英文に戻って、主要部分の直訳を試みてみるとするならば、「日本政府は、……に列挙された諸条件を、前記宣言が主権的統治者としての天皇陛下の大権を損なう要求を何ら含んでいないという了解のもとに、受諾する用意がある。日本政府は、この了解の正しさが保証されることを真摯に希望し、かつ、その旨の明確な意思表示が速やかに現わされることを切に要望する」ということになるはずであるから、日本語訳電文は、意図的に「この了解（＝正しいと確信している）で、受諾する」と、すでに受諾に踏み出したような表現にしていることがわかる。また、この日午前 11 時、東郷は、ヤコフ・マリク駐日ソ連大使と会談した。この時マリクから公式の宣戦布告状（！）を受け取ったが、同時に、日本政府のポツダム宣言受諾の意思を伝えたという。これは、形の上からいえば、明らかに職務違反の行為である。これで、もしも、天皇大権不変更の条件を拒絶する返答が来たならば、もう東郷の立場は無い。彼は、まさしく命がけで戦争終結を画策していたのだ。これほどの功労者であるにもかかわらず、戦後の東京裁判で禁固 20 年の判決を受け、服役中の 1950 年 7 月、心臓病で亡くなっている。

さて、東郷の待ち望んだ回答は、米國務長官ジェームズ・F・バーンズから発信され、スイス政府経由で、8 月 12 日 18 時 40 分に受信された（資料 9）。「バーンズ回答」と一般に呼ばれるようになっている、このメッセージは、英・ソ・中各政府の了解も得ていたということであるが、冒頭「ポツダム宣言の諸条件を受諾するものではあるが、『前記宣言が主権的統治者としての天皇陛下の大権を損なう要求を何ら含んでいないという了解のもとに』という申し立てを含んでいる、日本政府のメッセージに関する、我らの立場は、以下のよう

なものである With regard to the Japanese Government's message accepting the terms of the Potsdam Proclamation but containing the statement - with the understanding that the said declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler - our position is as follows : 」と述べて、質問に正面から答えようとするもののようにみえながら、その実、全然答えにはなっていない。上記に続けてすぐ「降伏の瞬間から、天皇および日本政府の国家統治権を連合軍最高司令官の従属下に置く、同司令官は、降伏諸条件を達成するために彼が適切とみなすような処置を講ずるであろう From the moment on surrender the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.」

といい、その後は、降伏したらさっそく天皇および日本政府、日本軍司令部は最高司令官の指図に忠実に従うべきである、と論ず。そして、「日本の統治の最終的形態は、ポツダム宣言に従って、日本人民の自由に表明された意志により確立されねばならない。連合軍の武装部隊は、ポツダム宣言に示された諸目的が達成されるまで、日本に留まることになるであろう The ultimate form of Government of Japan shall in accordance with the Potsdam Declaration be established by the freely expressed will of the Japanese people. The armed forces of the allied powers will remain in Japan until the purposes set forth in the Potsdam Declaration are achieved. 」と結んでいる。いったい、日本政府の「了解」は、是とされているのか、それとも非とされているのか。一番問題となるのは、「(天皇および日本政府の国家統治権は連合軍最高司令官に) be subject to 」という表現であるに違いない。外務省は、これを「の下に制限される」と訳すことで切り抜けようとしたのであるが、陸軍省はいみじくも「隷属する」と訳し、天皇の統治大権不変更の条件は拒絶された疑いが強いとし、阿南陸相らは再照会の必要を強く主張した。8月13日の最高戦争指導会議では意見が分かれたままで双方譲らず、翌14日午前、再び御前会議が招集された。そこで、阿南、梅津、豊田副武の軍人勢がバーンズ回答に対する疑義を述べたのであるが、鈴木首相によって意見の陳述は打ち切られ、裕仁の受諾意思が表明されて、最終決着に至った。同日23時、スイス、スウェーデン経由で連合国に受諾を正式通告(資料10)、翌15日正午に、国民向け「玉音放送」が流されたのであった。

それにしても、このように曖昧模糊とした「回答」が、米國務長官名で送られてきたということは、如何なる事情によっているのだろうか、かつその回答は、如何なる意味を含んでいるのであろうか。「天皇の統治大権の不変更」という日本政府の了解というよりは希望条件を知らされたとき、ハリー・トルーマン大統領も、バーンズ國務長官も、それは拒絶されるべきだ、との見解を示したという。理由ははっきりしている。米国の占領統治目的にまったく矛盾しているからである。降伏させた国を自由と民主主義の国として蘇生させることが、米国の正義である。天皇の存在自体、米国の目的にとって妨げとなることは明らかである。「立憲君主制なら」と、妥協的処理の可能性を考えていた人たちがいたとしても、今、

「主権的統治者としての天皇陛下の大権を損なう要求を何ら含んでいない」などという解釈が出されてきてしまったのでは、それもぶち壊しである。あくまでも天皇が主権者でありその大権が損なわれてはならない、人民は臣民である、というのでは、米国の正義が貫かれる見通しは絶対ない。日本人が天皇の臣民であることをやめられないというのなら、彼らは天皇と一緒に滅亡していくしかない——ルーズヴェルトの遺志に訴えるまでもなく、米国の論理をもってすれば、この結論が避けられないのは、明らかである。ところが今、回答では、「天皇の統治大権の不変更」という了解を、誤りであるとしてきっぱりと拒絶することをしていない。思うに、対日本の現実的・実利的な戦後処理策を唱える人々の声がなお強かった、ということであろう。当面、曖昧な表現であれ、天皇制の維持について希望を与えておいてやりさえすれば、日本は降伏する、と彼らは力説したに違いない。それに、もう二度にわたる原爆投下が行われてしまった後であった、という時間的關係も見逃せないであろう。日本への原爆投下を是非とも実行すべきである、と考える人たちが少なからずいた、ということ、今は私たちも知っているとおりである。でも、8月6日および9日の投下によって、テニアン島にあった2つの原子爆弾は使い果たされていた。だから、その人たちにとって、もう日本の降伏を遅らせねばならない理由はなくなっていた。むしろ、事後調査のために、早く占領して乗り込みたいと思うようになっていたはずだ。そんなわけで、回答には、原理上明らかに認められない希望条件に対して、「拒絶する」とは書かれず、むしろ、「容認する」と受け取られそうな書き方が、わざわざなされることになった。天皇は、連合軍最高司令官に“be subject to”な有り様で、とにかく存在する。つまり、占領軍の権力で天皇制を廃棄することはなく、生かしておいて、最高司令官の指図の下に、占領行政の遂行に協力させる。その後、日本人が民主主義的政体を作るときに天皇をどうするかは、日本人の自由な意志に委ねられる。たとえば、新たに制定される民主憲法の中に天皇を位置づけ、天皇制を存続させる、ということも可能であることになる。ただし、それは「天皇の統治大権」の維持などではなく、「天皇の国法上の地位」の維持にすぎない。そのような意味の含みを、日本側でも、東郷らは読み取っていたに違いない。「の下に制限されて（存在する）」と語られているのだから、占領軍が天皇の身に危害を加えないことは保証されている、という説明で、何とかここは通す、将来もしも憲法の改変となったら、新憲法の中に天皇の位置を確保しておいて、君主主権から人民主権への「政体」の変更はあっても、「国体」には変更ない、との理論で対処する——と、ここまで見通すことのできた人がどれだけあったか分からないが、とにかく、バーンズ回答を受けてポツダム宣言受諾を最終決定した時、日本の指導層は、最低限度、天皇制の存続は容認されたものと確信していた、あるいは敢えて心にそう言い聞かせていた。そしてそれは、米国政府によって約束されたことである。だから、占領を米軍に任せておく限り、悪いようにはしないはずだ。この奇妙な信頼感に支えられて、戦後日本は、GHQの占領政策に身を委ねてゆくことになる。

「リトルボーイ」「ファットマン」——この2発で、テニアン島に用意されていた原子爆弾は使い尽くされ、8月10日には、いったんトルーマンによって原爆投下中止命令が出され

た。しかし、テニアン島にはプルトニウム以外の原爆部品は揃っており、ロス・アラモス研究所からプルトニウムを運びさえすれば、すぐにまた原爆が完成して、投下準備が整う態勢になっていた。そして、8月14日には実際にプルトニウムが搬送されたので、8月20日頃には第3回目の原爆投下が可能になるはずだったという。投下地は恐らく京都であつたであろうとされている。私は子供の頃、「京都は貴重な文化財を多く持つ、歴史豊かな古都であつたので、米軍も爆撃を差し控えた」と聞かされていた。でも、そのうち分かったのだが、それはとんでもない嘘話で、実をいえば、京都は、最初、広島、横浜、小倉と共に、原爆投下候補地であり、しかも筆頭候補であつたのだという。それで、通常爆弾による襲撃を差し控えていた、というだけのことであつた。京都は、当時なお天皇の本来の居所とみなされる傾向が強く、人口では東京、大阪に次ぎ、国鉄鉄道網の西の中心となつていた。そこを攻撃すれば、日本人に対して与える衝撃が大きく、その意味でたいへん効果的であるし、また、盆地にあるため、投下後の効果測定にも便利である、と考えられたのであつた。しかし、反面、京都を破壊されれば、日本人が激しく反発して、抵抗力を増すことが、心配された。そのため、京都はいったん候補地から外され、新潟、広島、小倉、長崎が、第1グループの候補地になつたのだという。今、それら第1グループの候補地を対象とする原爆投下が一区切りされた段階で、あらためて投下の地を求めれば、再び京都が浮上してきたであろう、と考えられるのだ。バーンズは、もともと日本への原爆投下を強く勧める側であつたという。今、自分の出した回答に不満を唱えて、日本がまたポツダム宣言受諾を拒むようであるなら、大統領に強く進言して、第3回目の原爆投下に踏み切らせるであろう。8月14日には、「パンプキン爆弾」——ファットマンと同じ外形、同重量で、中味は通常爆弾、つまり原爆投下予定爆撃機の練習用爆弾——を搭載したB-29爆撃機が7機、いずれも京都上空から愛知県に向けて飛び、小牧近くでパンプキン爆弾を落として、つまり捨てて去つたという。京都に投下するとなつたら、標的は国鉄京都駅に近い梅小路操車場であつたと思われている。現在、鉄道博物館のあるあたりだ。京都に原爆が落とされたとなつたら、裕仁は、何といわれようとも宣言受諾を叫んだに違いないから、結果としては、終戦は1週間程度の遅れであつたのかもしれない。しかし、14日の受諾となつたことで、少なくとも京都市民数十万の生命が奪われずにすんだ、と思うのは、当たっているであろう。

(4) 「自分を餌食にさらす」とは、どういうことか？

日本の降伏文書調印式は、9月2日、東京湾に浮かんだ戦艦ミズーリ上で行われた。米国人は、こうした儀式に、最大限のショー的効果をねらって演出を凝らす。この時のマッカーサーも、その例に漏れなかった。というよりも、彼こそは、日本にとってあまりにも不運なことに、その点で典型的に米国人であつた。「無条件降伏」の調印式といえば、前例はあの5月7日、ランスでの連合軍対ドイツのものに求められるはずだが、何とそれは、文書が用意されるや、午前2時39分から同2時41分間に、ヨードルがサインして、アッという間に終わったというではないか。そこでは、必要なことのみが粛々と執り行われたのであつ

て、敗者に対して軍人の誇りを傷つけるような仕打ちは、一切加えられなかった。しかるに、それに引き換え、儀式空間に意匠を凝らし、綿密なタイムテーブルを組み、終了後の祝賀パーティーまでそこに付け加えた、マッカーサーの用意周到さを何と評すべきなのであろうか。舞台となる戦艦は、ミズーリ州から出て来た、当世のさる大物政治家を讃えるために選ばれた。一世紀前にペリー提督の黒船が停泊した地点近くの場所を選び、甲板には二種のいわくつきの星条旗を掲げ、調印用のペンまでペリーが用いていたのと同じタイプのものを用意していたという。朝9時開始を厳守するため、日本側代表の重光葵（義足だった）の甲板上到着までの所要時間を予測して、予めきっちりと行動指示を出していた。そして、長身の米軍兵士たちが整列して威圧する中、日本全権代表団が姿を現わし、連合9か国の代表たちの前に立ったのである。この式典を、本来は停戦協定締結のための会合であったと捉えるべきである、と論じている人があるが、それはどう考えても無理である。勝者たちの目の前に引き据えられた敗者が、謹んで恭順の意を示しつつ、「只今より門を開いて御入城いただきます」と言上する——そういう見せしめを演じさせられているにほかならないのだ。起こったことはあくまで事実どおりに、屈辱は屈辱として、心に刻み付けておかれるべきであろう。式典の様子は、今も映像で見ることができるが、そこでの日本側全権代表団の、中でも政府代表の外相重光葵の姿には心を打たれる。彼は、サインする時、米側の用意したペンを使わなかったそうである。さらに、感動的なのは、連合側のお粗末な署名欄間違いに対して、徹底して抗議した、という話である。降伏文書の日本渡し用の方に、カナダ代表が署名欄を間違えたため、連鎖で4か国代表の署名がズレてしまった。米国参謀長が、そのまま持って帰れ、といったのに対して、重光は、「こんな間違ったもので、枢密院を通せるはずがない」といって拒否した。連合側は、もう祝賀パーティーに移っていたので、各国代表は署名しなおいなどに応ずるはずもない。しかし、重光はがんばって、結局、マッカーサーの同意を取り付けて、同文書の署名欄の国名標記を書き換えさせた、ということである。（資料11）

ところで、私たち日本人は、「玉音放送」を基準にして、8月15日を「終戦記念日」であると考えているが、国際的に見た場合、日本の降伏が認められたのは、あくまで9月2日であって、半月も時間のズレがある。この時間差を、ソ連に、というよりはスターリンに、いのように利用されてしまったのである。ソ連は、ザバイカル時間8月8日午後11時、突如としてポツダム宣言参加を表明、さらに、日本の同宣言拒否によって連合側から参戦を要請された、との理由づけをもって宣戦布告、ザバイカル時間8月9日午前0時を期して、ソ連軍は、満洲国境を破って侵入してきた。この時、満洲駐留の日本軍すなわち関東軍の守りはとても薄くなっていたという。米国との戦いのために、軍団が次々に引き抜かれていたからである。ソ連は、すでに4月5日、日ソ中立条約不延長を通告してきていたので、いつ敵に廻って攻めてきても不思議でない、という心配を抱いていた人も多かったのであろうが、大本営は、迫り来る本土決戦に備えることで頭がいっぱいであり、とても満洲方面に廻す兵力はなかったのである。それでも関東軍は懸命に防戦に努めたのであるが、15日に至って降

伏命令が出され、敵軍に身を差し出して武装解除を甘受せねばならないことになった。政府や軍の高官たちは優先的に退去していったのに、かつて王道楽土の建設を夢見て移り住んできた開拓民たちは、多くの者が棄民となった。ソ連軍による日本人に対する暴虐は、凄まじいばかりであった。虐殺、レイプ、そして屈辱に耐えかねての自殺は、数知れないという。11日は南樺太に侵攻、ここでも残虐行為が繰り返され、20日には、真岡郵便局で電話交換の職務を全うした9人の女性職員が、ソ連軍の侵入を目前に自決するという事件が起こった。千島列島最北の占守島には、8月18日未明にソ連軍が上陸、すでに武装解除を進めていた日本軍の部隊は、軍令違反を承知で武器を執って応戦し、有利に戦いを進めながら、終戦命令には最終的に逆らうことができず、21日、降伏して、兵士たちは捕虜となり、シベリアへ移送される。その後、ソ連軍の千島侵攻は着々と進み、28~31日に得撫島占領を完了、南千島には南樺太から攻め寄せた部隊が、28日に択捉島を、9月1日に国後島と色丹島を占領、歯舞諸島に至っては9月3日以降（！）に上陸して占領したという。

ここで急に思いついて、書棚から埃まみれの古書を引っ張り出してくるような真似をして、恐縮ではあるが、ひとまず、トマス・ホップズ (1588-1679) の名著『リヴァイアサン』の一節に注目していただきたい：

平和のために努力するよう命じたこの基本的自然法から、つぎの第二の法が引き出される。すなわち、「平和のために、また自己防衛のために必要であると考えられるかぎりにおいて、人は、他の人々も同意するならば、万物にたいするこの権利を、喜んで放棄すべきである。そして自分が他の人々にたいして持つ自由は、他の人々が自分にたいして持つことを自分が進んで認めることのできる範囲で満足すべきである」。なぜならば、各人がその好むところを行なう権利を保有しているかぎり、万人は戦争の状態にある。(永井道雄、宗片邦義訳、中央公論社、1971年、160-1頁)

ホップズは、社会契約論初期の思想家として知られている。彼は、人間は等しく個として、「自然権」すなわち自己の生存のためにあらゆる手段を用いる自由を持っている、ということから出発する。だがこの自由をそのままにしておけば、人間はそれぞれ自分の生存を貫くために、他者を害さずにはおかないから、自然状態における人間は、「万人の万人に対する戦争」状態にある。その最終的結果は、殺し合いの果ての全員死滅とならざるを得ない。その愚かさに気づいた理性が、それを防止するため、人間相互に合意の上で自由を規制し合って、等しく共存できるよう、基本的な指針・規準というべきものを示してくれる。それが「自然法」であって、人間はそれに従って契約を結ぶことにより、秩序ある社会としての国家 **commonwealth** を造り出すことができる。上記引用部分は、19箇条にわたって示された自然法のうちの第2条にあたるもので、自然法全体の要となっている。さらに引き続く部分では、この条項の内容を説明して、次のようにいっている：

しかし、もしも他の人々が彼のようにみずからの権利を放棄することを欲しないならば、だれもそ

の権利を放棄すべき理由はない。なぜなら、そのときには自分を平和に向かわせるより、むしろ餌食にさらす〔そうする義務はだれにもない〕ことになるからである。……（前掲書、161頁）

容易に気づかれるとおり、ここにホッブズは、1945年8月15日から9月2日にかけて日本が見た、あの憂き目の因を、見事に解明してくれているのだ。戦争を放棄し、自己の自由を制限し、他者との共存状態に入りたい、と宣言することは、他者の方も同じ気持ちでいる限りにおいて、双方にとっての平和と自己防衛のために有益な契約をもたらす。換言すれば、理性の指示としての自然法に従うという意思表示は、相手の側も理性に従う存在であるときにのみ、意味を持ち得る。もしも相手が無法状態にとどまることを欲している非理性的存在であったら、そうした意志表示は、むざむざ自分の身を相手の攻撃の餌食にさらすことにしかならない、というのだ。ポツダム宣言受諾の通告を受けて、米英等連合軍は、以後積極的軍事行動を差し控えたであろう。ところが、ここに一人、スターリニズムソ連という、非理性的なる存在があった。例えるならば、やはり獐猛な大熊というところであろうか、この時とばかり、「奪われた」領土を「奪い返して」やろうと、牙を剥いて襲い掛かってきたのである。その結果は、数多くの日本人に大きな不幸をもたらす、あまりにも悲惨なものであった。しかも、ホッブズの冷徹な論理からすれば、それは、日本がそういう相手に自らを餌食に晒した、その当然の帰結にすぎなかったのである。

ホッブズは、社会思想家としてよく知られているので、学校でも、西洋社会思想史などの講義でたいい取り上げられる。多くの先生は、彼の思想を紹介した後につける解説的評価として、「ホッブズは、国家の成立を説くために、せっかく個人の権利から出発しながら、契約によって成立したコモンウェルスの権力は絶対的な一個の人格に集中される、と説いて、絶対王権肯定へと逆戻りした。社会契約が人民主権の国家の成立を根拠づける理論となるためには、なお、ジョン・ロックとジャン・ジャック・ルソーの出現が必要であった」と語るであろう。もう少しホッブズに好意的な先生なら、「彼のいう『万人の万人に対する戦争』の状態は、西洋近代社会では、着実に克服されて、市民社会・法治国家が形成された。しかし、国際社会においては、法秩序の形成は遅れたので、なお国家間の無法状態が続かざるを得なかった。つまり、ホッブズのいう自然状態の契約による克服は、個人単位ではなくて国家単位で、深刻な課題となったのであり、それに関して彼の思想は有効な示唆に富んでいる」というかもしれない。そこまでいうのだったら、是非とも上述のこと、つまり「ホッブズは、20世紀半ばに日本がソ連によって加えられた害を、300年も前に的確に言い当てていた」ということを、付け加えてほしいものである。思うに、自分が生きるために貴重な教訓をそこから引き出し得てこそ、古典を古典として尊重していることになるのではなかろうか。でも恐らく、この一番肝心なところに言及できる先生は、比較的少ないであろう。講義の題目に照らしても、不案内な、余計なことには触れない方がよい、と考えるのも無理ないところかもしれない。しかし、よもやとは思いますが、もしもそれをスルーしておいた上で、「……ホッブズのいう自然状態の契約による克服は、個人単位ではなくて国家単位で、深刻

な課題となったのであり、それに関して彼の思想は有効な示唆に富んでいたというべきであるが、しかし、第二次大戦後、国際連合が組織され、国際法も整備されて、国際社会も自然状態を克服して着実に秩序形成をなしつつある」などと結ぶことによって、学生の優等生的理解を誘導しようとする先生がいたら、その方は、ご本人の自覚如何にかかわらず、日本人の精神にきわめて有害な偽情報を注入していることになるのだ、と私は思う。なぜそういうかということは、もうすぐ後に明らかにできると思う。

それにしても、何とまた見事に、スターリンの術中に陥ってしまったことか。事後になって初めて明らかになった、一連の経過を見てみるならば、米英まで協力して、スターリンに樺太、千島奪取のお膳立てをして、しかもそれを実行しやすいように取り計らっているようにしかみえない。何にも知らなかった日本は、実際に攻撃される直前まで、日ソ中立条約有効を信じて、スターリンによる仲介に望みをかけていた。「嵌められた」というにも、あまりに酷い、およそ国際法の支配する下では、決して起こってはならない事態であった。その起点は、1945年2月8日、ヤルタでの「密約」である。南樺太、千島の領有、外モンゴル、満洲におけるソ連利権の承認——スターリンの欲しがっていたもの全部認めた上で、ドイツ降伏3ヶ月後の対日参戦を約束した。どうして、こんな領土切り取りが簡単に認められたのか、といえ、その前提は、さらに遡って、あの「カイロ宣言」に求められなくてはならないであろう。既述のとおり、日本を極悪の盗人国家とみなしたルーズヴェルトは、盗んだ物は全部差し出させる、とばかり、盗品目録を示したが、その中心は、日本人が清国人から「盗んだ」地域——満州、台湾、澎湖島だが、最近、尖閣諸島もそれに含まれると宣っている御仁もある——であって、それらをルーズヴェルトは、自身が高く評価している蒋介石の中華民国に「返還」させるのだ、とした。そういうことなら、とスターリンは、南樺太、千島は自分の方に「返還」されて当然、と主張する。憎日に燃えるルーズヴェルトは、いわばその反動で、誰であれ日本を懲らしめる力となり得る者であったら、異常なほど高く評価する。衰えゆく健康状態を押してのヤルタ行きであっただろうが、スターリンに密約で与えた内容について、迷いはなかったと思われる。そして、トルーマン登場して、ポツダム宣言となるのだが、その第8項に「カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とある。それはもちろんカイロ宣言継受の確認のための条項であるが、同時にヤルタ密約実行の布石でもある。その効果は決定的なものであった。現に今、多くの人が、歴史的にどう考えても日本固有の領土である千島（全千島！）を盗られてしまったのは、ポツダム宣言受諾の帰結だと思っている。しかも、このポツダム宣言には当初、スターリンの名（ソ連元首の称号）はなく、それでいて、いつでも宣言者の一人として参加できるように用意されていたわけだ。こんな話もある。ポツダムで、スターリンは、日ソ中立条約がまだ有効期間中であることを理由に、アメリカと他の連合国からのソ連政府宛て対日参戦の要請文書を要求した。これに対して、自分たちの方からそういう文書を出したくなかったトルーマン、バーンズは、できたばかりの国連憲章第103条、106条を挙げて、これを根拠づけとして参戦なさればよかろう、と入れ知恵し

たのだという。同憲章第 103 条は「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する」というものであり、第 106 条は、安全保障理事会が正式に動き出すようになるまでの暫定規程とされたものではあるが、いわゆる五大国に「国際の平和及び安全の維持のために必要な共同行動をこの機構に代わってとるために相互に及び必要に応じて他の国際連合加盟国と協議しなければならない」と、権限を授けるものである。実際のところ、スターリンは、いざ参戦する時になったら、そんな法的根拠づけなど必要ともしなかつたわけであるが、国連憲章がソ連の参戦の根拠づけに利用されかけた、ということ、私たちはしっかり心に刻んでおくべきであろう。日本語で「国際連合」と訳されることになった“United Nations”つまり連合機関が、その発足の経過を見ると、日本膺懲を主たる起動力として成り立ったものであることは明白である。枢軸国の軍国主義を打倒すべく立ち上がった国々を糾合して世界的な安全保障機構を設立しようという構想は、かの憎日王の肝煎りで、対枢軸国戦の主力となっていた米・英・ソおよび中華民国を中心に進められた。ルーズヴェルト直々の提案による“United Nations”なる呼称が初めて用いられたのは、対日戦開始後まもなく 1942 年 1 月 1 日に 26 カ国の代表がワシントン D.C. に集まって出した共同宣言においてであるという。1945 年 4 月 25 日から 50 カ国の代表がサンフランシスコに (!) に集まって憲章の採択・署名に向けての最終的な会議を行うが、ルーズヴェルトはその少し前に死去していた。そこで、会議においては国際機構を表わすのに“United Nations”では不適切ではないかという、もっともな意見も出されたのだが、ルーズヴェルトへの敬意から、その名称をそのまま用いることになったのだという。サンフランシスコ会議が始まってまもなく、ドイツは降伏した。残る敵は日本だけである。敵国日本が絶望的な抵抗を続ける姿を太平洋の向こう側に見晴かしながら、国連設立の最終準備は進められた。沖繩戦終結直後の 6 月 26 日、国連憲章に各国が署名し、10 月 24 日に国連はいよいよ活動を開始するが、それに先立って 9 月 2 日、日本の降伏文書調印があったわけである。このような成立経過から、国連憲章は「敵国条項」と特徴づけられる部分を含んで出来上がっていた。第 53 及び第 107 条であって、それは参加国が「敵国」に対して取る緊急処置の有効性・正当性を保証する内容である。それに日本が苦しめられてきた、ということは、もうよく知られていようが、上に挙げた事例では、出来てまだ 1 ヶ月ほどの時にもう、国連憲章は、ソ連の対日参戦を正当化する根拠として用いられることが可能だったのである。

これは、後でもっとしっかり論じなければならないことであるが、戦後、戦争犯罪人を裁くにあたって、3 種類の犯罪が設定された。「平和に対する犯罪」「通常の戦争犯罪（捕虜虐待等）」「人道に対する犯罪」であって、それぞれ A 級、B 級、C 級と呼びならわされるようになった。中立条約有効期間中の相手に、弱り切っているのを見越して、領土切り取りを当て込んで、突如として襲い掛かるのは、「平和に対する犯罪」に当たらないのだろうか。さらに、そういう美味しい思いをさせることを、当の相手国を愚弄するような密約で許してしまった行為は、どうなのだろうか。捕虜虐待といえ、ソ連軍による日本兵士のシベリア連

行、強制労働は、その最たるものではないのか。満洲、北朝鮮、南樺太、千島におけるソ連軍の民間人への残虐行為（日本人だけでなく、中国人も被害に遭ったという）は「人道に対する犯罪」ではないのか。そして最大・最悪の「人道に対する犯罪」は、広島、長崎への原爆投下ではなかったのか。しかし、米国も、ソ連も、東京裁判の検事席と判事席に座っていた。上記の犯罪は決して裁かれることがなかった。私たちは、その不条理を忘れ去ることはできない。もちろん、私たちは、日本軍・日本人の戦争における犯罪性を否認しようとはしない、それを何とか少なく見積もろうとして無理な弁解をしようとするのでもない。裁かれねばならぬ罪が自分たちにあった、ということをはっきりと認める。ただ、裁きが公正に行われた、と承認することはできない。東京裁判に集約されるとおり、勝者の独善と驕りによって、法廷は支配されていた。だから、私たちは、裁判における不公正を経験した者として、世界が平衡感覚を取り戻すまで、その経験を語り継いでいくべきなのだ。

(5) 裕仁、マッカーサーの前に出る

さて、ダグラス・マッカーサーが連合軍最高司令官に任命されたのは 1945 年 8 月 14 日であり、以後、51 年 4 月 11 日、サンフランシスコ講和条約の少し前に解任されるまで、彼は日本占領行政を執り行った。45 年 8 月 30 日、厚木飛行場に降臨した彼は、日本人にとっては天皇を従属させる絶大なる権力者に見えたに違いない。しかし、彼はあくまで軍事司令官であり、いってみれば現場指揮官なのであるから、本国政府との関係においては決してそんなに高い地位にあったと見ることはできない。それに彼は、「連合軍」の最高司令官であるとはいっても、事実上、その地位は米国大統領の任命によっており、命令下にあるのは米軍に限られている。この先、「連合軍」を基盤とする管理理事会が発足するとなれば、彼の権限は、大きく制限される可能性がある。その点に関しては、ドイツ占領との事情の相違は、かなり大きいといわねばならない。ドイツの場合は、すでに見られたとおり、その国土に攻め入ったのは、米国、英国、ソ連、それにシャルル・ド・ゴールのがんばりによるフランスの軍隊であって、その勢いのままに 4 国による分割占領となり、連合軍のドイツ管理理事会といえ、当然その 4 国によって構成されることになった。これに対して、日本については、そこまでの戦争で一貫して主導権を握り続けて本土上陸寸前にまで到達したのは米国であって、そのまま米国一国で連合軍を代表して、単独占領となる趨勢であった。マッカーサー最高司令官は、その流れの中で誕生したといえる。ところが、戦争終結間際になって、ソ連が参戦してきて、米国に先立って日本領土の占領を開始しようかという勢いを示し始めた（ソ連軍は、択捉島に米軍がまだ来ていないことを確かめてから侵入してきたのだそうだ、そして、スターリンは、あわよくば留萌―釧路のラインまで占領してしまおうとしていた）。米国単独の占領政策に異を唱えてくる可能性が出てきたのである。それに連合軍の構成にも、大きな変化が生じていた。先述のとおり、連合軍 **united nations** が憲章を具えて組織化され、後に日本語で訳される「国際連合」つまり「国連」になったのである。今後、この国連を母体とする日本管理のための理事会ないし委員会が誕生するとなったら、それは参

加国も多く、日本の戦後処理に関する最高決定機関としての強い権限をもって、マッカーサーの司令部はその監督下に立つ、という関係にならざるを得ない。

このように、マッカーサーの地位は、本国政府との関係において多分にその権限に制約を受けざるを得ないものであった上に、先行きにおいて、さらに本質的な制約を被るかもしれないという不安定性を含むものでもあった。そういう意味で、実は多分に窮屈な立場にある人物の差配によって、日本の戦後処理が行われたのだという事実を、私たちは認めなくてはならないのではなかろうか。彼に権限を委ねるにあたって下知された内容は、すでにいくつかの拘束的な課題を含んでいた、と見るができる。戦争犯罪人の処罰に関しては、これを軍事法廷において行なう限り、マッカーサーは、当然自分の仕事として受け止めることができる。これに対して、憲法の改変については、その必要性をはっきり認めつつも、問題の微妙さを認識していたであろう。「ハーグ陸戦協定」のことが念頭を離れなかったに違いないからである。同協定第 43 条：

国の権力が事実上占領者の手に移った上は、占領者は絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序及び生活を回復確保する為、施せる一切の手段を尽くさなければならない

The authority of the legitimate power having in fact passed into the hands of the occupant, the latter shall take all the measures in his power to restore, and ensure, as far as possible, public order and safety, while respecting, unless absolutely prevented, the laws in force in the country

だから、何としても日本人自身の手で、憲法改正をした、という形を作らせなくてはならない、と決めていた。だが、裕仁の免訴、新憲法の中への天皇の位置づけという課題こそ、マッカーサーにとっては、何よりも強い拘束性をもって意識されねばならなかったと思う。上述の経緯から、それは米日両政府間のほぼ暗黙の了解事項として、マッカーサーに伝えられていたに違いないからである。もしもソ連が口出ししてくるようになったら、その実現が困難になることは目に見えている。

現在、人々は、マッカーサーが裕仁天皇を不起訴にした理由を、彼自身の回想録に基づいて理解できる、と思っている。それによれば、1945年9月27日、米国大使館公邸の建物に、初めてマッカーサーを訪ねた裕仁は、自らのために一言の弁明をするのでもなく、戦争の全責任をとると述べ、また飢えている国民のために食糧の援助を願い出た、その態度はマッカーサーを深く感動させたのだ、という。しかし、私は、その話を信じられるとは思っていない。かといって別に、マッカーサーが嘘をついたのだといおうとも思わない。彼には、大きな仕事を全うした人として当然の、矜持というものがある。だから裕仁の人柄について、そうとしか語らない、たとえ事実はそのと正反対の感じたのであったとしても、そのようには語れない、という制約があったのだ、と思うまでのことである。謁見の終了直後に撮影された、あの二人並んだ写真——日本の新聞社が掲載を見合わせたら、GHQに叱られ

てあわてて掲載することになったという——を見て両者の関係を推測するのが一番正確なのだろう。私は気づいたのだが、今も雑誌等に時々掲載されるこの写真、2種類あって、一方では裕仁は、口を真一文字に結んで、まっすぐに「気を付け姿勢」で立っているのに、もう一方では、唇は半開き、両脚はO脚気味に開いている。二度シャッターが切られたのか、それとも前者は後者の何らかの仕方での修正版なのか、知らない。いずれにせよ、後者の方が真実をよく写し出しているに違いないと思う。だが、マッカーサーへの拝謁において、どのような態度をとったのであるにせよ、そのこと自体は、裕仁を責める理由にはならないだろう。血統によって元首の地位に就けられた者は、周囲に守られてその地位が安泰である限りは、皆を思いやって、元首たるに相応しい、立派な振舞いをする事ができるであろう。だが、周囲の守りを一切剥ぎ取られて、処刑の恐怖にさえ晒された状態で、征服者の前にひとり立たされたとき、彼になお、元首として君主としての威厳ある態度を求めるのは無理だ。もともと一個の人間としては他の者たちと同じく弱い存在であるのに、血統のゆえにその地位に祭り上げられ、役割を演じさせられていたにすぎないからだ。そんな時、どんな態度になるのが自然か、ということは、東京裁判に出てきた「ラスト・エンペラー」溥儀を見れば、よく分かるというものである。昭和天皇はラスト・エンペラーとは異なる、というのは、日本人がどうしてもそう思い込みたい、というだけの話ではないのだろうか。「護憲・リベラル」の徒までが象徴天皇制をすっかり自分らのお気に入りの愛玩物にしてしまった観のある現在、「日米開戦を避けようとした、ポツダム宣言受諾を決断した、そしてマッカーサーの前で毅然たる態度で通した昭和天皇」の姿は、日本歴史における「20世紀の神話」になってしまっているように、私には思われる。

ともあれ、裕仁の東京裁判への不起訴、新憲法中への天皇の位置づけ、という課題は、国連直属の意思決定機関——やがて「極東委員会」としてワシントン D.C.に設置され、その出先機関としての「対日理事会」が東京に置かれることになる——や、東京裁判の首席判事となるウィリアム・ウェッブとの確執と絡んで、マッカーサーにとって、非常に厳しい、時間のロスを許さぬ仕事にならざるを得なかった。マッカーサーは、相当強引な手法をも用いて、結局のところ、これを最初に下知されたとおりに遂行することになる。

【続く】

*以下、予定されている諸章

II 戦争犯罪人の処罰

III 憲法または基本法の制定

IV 国防問題

V 領土問題

VI 天皇制という特殊な事情